

平成27年12月第6回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 平成27年12月7日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹中 多津美	2番 上山 精雄	3番 亀井 賢夫
4番 小椋 利廣	5番 脇本 健樹	6番 濱口 太作
7番 谷口 總一郎	8番 山本 賢誓	9番 山下 浩平
10番 堺 喜久美	11番 町田 又一	12番 林 竹松
13番 久保 八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	日垣 龍二
事務局次長兼班長	寺岡 安弘
議事班主任	武井 美冬
議事班主事	池田 諭史

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小松 幹侍	副 市 長	久保 信介
総務課 長	山本 康二	企画財政課長	川上 建司
滞納整理課長	西村 城人	財産管理課長	黒岩 道宏
税務課 長	上松 一喜	市民課 長	萩野 義興
保健介護課長	武井 知香	人権啓発課長	松本 大成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹本 俊之	建設課 長	岡本 秀彦
商工観光深層水課長	久保田 浩	ジオパーク推進課長	和田 庫治
防災対策課長	上松 富士樹	会計管理者兼会計課長	長崎 潤子
福祉事務所長	中屋 秀志	教育次長兼生涯学習課長	久保 一彦
学校保育課長	森岡 光	水道局 長	山崎 桂
消 防 長	竹谷 昭一	監査委員事務局長	山本 ゆかり

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。27年12月議会におきまして、改革会派鷹山会が市民を代表いたしまして一般質問を行います。

大項目の1、市有地不法占有の問題について。(1)問題提起と問題解決への取り組みについて。

このように室戸市が所有する土地、市有地が不法に占有されていることを初めて知りましたのは、平成16年の行財政改革特別委員会のときの審議においてでございます。そして、翌17年5月の管内視察の後で独自に現地全域を回るなどして調査を行いました。一部の住民が何十年も前から市有地を占有し、その土地に住宅や倉庫などを建設しているのを知り、本当に驚きました。当然あってはならない出来事でございます。

そこで、このことを直後の6月議会で指摘し、改善に努めるように求め、その後の議会でも不法占有による本市の損失額についてもお聞きをいたしました。ですが、私が質問したことによって占有者が賃貸契約に応じてくれたことから、数件の問題が解消ただけでございます。さらに、1年後の議会で不法占有について記載がない室戸市財産規則の改正について提案しましたところ、必要だから改正すると答弁がありました。にもかかわらず、この約10年間、これも放置されたまま改正されていないように思います。

そこで、もう一度この問題について多岐にわたって指摘し、室戸市が放置しているこの問題に真摯に取り組み、財産管理の適正化や財産確保の観点からまず問題点を全て改めた上、未利用市有地等の売却及び処分をより一層強力に推進するよう求めます。

ではまず、吉良川町西灘地区に問題が解消されないまま現在も残っています市有地の不法占有について、幾つか基礎的な質問をいたします。

1点目、これは決算審議のときにもお聞きをいたしましたが、吉良川町西灘地区において長期間にわたって不法占有されたままになっている市有地は何カ所あるのでしょうか。住宅は何件、倉庫は何件、資材や車などが置かれ占拠されている市有地は何カ所あるのかをお聞きをい

たします。

次に、市有地の利用状況についてでございます。

これは大きく分けると、利用している市有地、利用していない市有地、この2つに分けられます。そして、前者、利用している市有地の状況を大別して考えますと、本市が使用している土地と本市は使用していないが、他者に貸し付けるなどして使っている土地に分けられます。また、後者の利用していない土地は、活用予定はあるが現在使っていない土地と、活用予定もないし現在使っていない土地に分けられます。

以上のように市有地の利活用は、1番目として、市が使用している土地、2番目、市は使っていないが他者に貸し付けている土地、3番目が、活用予定はあるが利用していない活用予定地、4番目が、活用予定もなく利用もしていない未利用地、大きく分けてこの4つに分類することができます。さらに、この4つの概念とは別に第三者によって不法に占有、占拠されている土地もあります。

2点目にお聞きいたします。

市内全域の市有地のうち利用されていない土地である活用予定地及び未利用地のそれぞれの件数と敷地面積についてお教えてください。

次に、(2)訴訟の提起について。

さて、公有財産の不法占有についてただす前提といたしまして、ここからは少し法人組織のあり方について説明をさせていただきます。財産管理の問題についての基礎知識としてお考えいただけたらと思います。質問はその後で行います。

ここに法人という言葉があります。これには公法人と私法人があります。国や公共の事務を行うためにつくられた法人である公法人には、国と都道府県や市区町村の地方公共団体、そして国の監督下で事業を行う日本銀行や日本放送協会など特殊法人があります。また、私法人とは、公法人以外の法人を指し、公益法人、営利法人、中間法人があります。つまり市区町村は公法人、営利法人である株式会社は私法人で、室戸市も株式会社も法人の一つであります。

そこで、会社組織について説明いたしますと、株式会社には8種類の事業を行う機関があり、実際に業務をとり行う取締役、事業の重要事項を決定する取締役会や株主総会、経営内容をチェックする監査役などに分けられます。ただし、このうち全ての株式会社に必要なものは株主総会と取締役のみでございます。株主総会は株主が集まって事業の重要事項について意思決定する組織であります。取締役は株主から経営を任されて会社の業務を行います。監査役は取締役の行う経営が法的に問題ないかを調査し、監査報告を作成して株主に提出いたします。

私はこれを株主が市民、取締役が室戸市の市長や副市長や各課長ら首脳陣で、監査役は市議員に置きかえることができると考えました。市民による選挙で選ばれた市長と、市長から任命を受けた副市長やまた職員、この市民から雇用された人たちが市政運営を行い、監査役は市長と執行機関が行う事業運営が法的に問題ないかを調査し、監査報告を作成する監査委員では

なく、市議会であると気づかされたと思います。これは、少なくとも私が議員になった平成15年以降、室戸市政で行われてきた不正な事業や業務運営に関して改善命令的な指摘が行われ、改めるようにと追及があったのはこの市議会においてであり、これまで監査委員から一度も改善命令が出たことがないことでもおわかりだと思います。よって、私は室戸市という組織におきまして、法人の監査役に該当する立場は室戸市議会であり、株主総会の株主に該当する立場は室戸市民一人一人だと強く認識しております。さらに申しますと、取締役、つまり株主である市民にかわりまして室戸市という自治体の業務を行うのは市長、副市長、課長など職員の皆さん、行う全ての事業を成功に導き、株主である室戸市民に利益をもたらさなければなりません。

また、株式会社の取締役には4つの義務がありますが、私は公法人である自治体の取締役的立場の市長や副市長や課長にはそのうち2つの義務があると確信しております。その一つが、善管注意義務、これは注意深く会社に損害を与えないよう努めなければならないという義務があります。つまり自治体で言いますと、株主である市民に損害を与えないよう注意深く職務を遂行し、努力せよということになると思います。もう一つが忠実義務、これは常に会社の利益が最大になるよう忠実に職務を行わなければならないという義務であります。つまり自治体で言いますと常に自治体としての効果が最大となるよう忠実に職務に励めということになると思います。これは地方自治法第2条第14項の能率化の原則、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと同じでございます。ある国会議員の方は1番じゃないといけないのかと言って国民の失笑を買いましたが、自治体の取締役的立場の人たちも同じで、常に最善を尽くそう、1番になろうと努力しなければなりません。

企業の取締役は、この4つの義務に違反して会社に損害を与えた場合、役職を解かれるだけでなく、賠償責任を負い、個人として損害額の負担を求められることもあります。このことから、公法人である地方公共団体の市長や副市長、課長の皆さんも善管注意義務と忠実義務を負っており、これを怠り室戸市に損害を与えた場合、市長は問責決議や辞職勧告決議でその責任を問われることになるということになります。

以上、質問の前提といたしまして、企業の取締役が負う義務をもとに、財産管理義務だけでなく、公法人である地方公共団体の市長等の義務一般について説明をさせていただきました。

さて、そこで質問です。

3点目、市有地の不法占有に関しては前市長の時代から現在までずっと今のような状態が続いていますが、何事においても弱腰政治では市政改革などできるわけではなく、特に法令遵守に関しては町のトップが強い姿勢を見せなくては改善されません。この問題の処理の方法としても、市有地への不法な住宅建設については行政としてその旨を書面で明確に指摘し、立ち退く意思があれば退去を求め、立ち退きを拒んだ場合には賃貸契約を結び、借地料、かじしを徴収して財産の適正化を図ること、倉庫も同様に取り壊すか借地料を徴収し、市として広く市民に

いいわけができる姿勢を見せることが大事です。もし占有者に不服申し立てがあれば、訴訟によって裁判所にその判断を委ね、一つ一つ決着をつけて処理していくことが肝要であります。この市有地不法占有問題の処理をどのような形で行うおつもりでしょうか、御見解をお伺いをいたします。

(3)市有地の所有権滅失について。

次に、17年にこの不法占有について監査委員に問うたところ、その不法占有は把握していないので答弁できないとありました。また、翌18年6月議会でも新しい監査委員にこの点を質問したところ、不法占有であっても、その所有権は消滅するものではないので公有財産に変わりないと解釈しており、違法ではないと理解していると答弁がありました。これを簡単に言いますと、これは室戸市が所有する土地に住民が勝手に家を建てても所有権は失われていないから心配ないと答弁したことになります。非常に違和感のある答弁で、許しがたい思いを当時持ったものであります。

本当にそうなのかと疑いながら、あれから約9年がたち、6月議会後、ネットの法律や不動産関係のサイトで調査をしてみました。その結果、土地を盗まれても所有権は失われないと答えた監査委員のあの答弁は問題の重要性と法律を理解していないと言え、根本的に誤りがあることがわかりました。それについてこれから2つの例を挙げながら証明させていただきます。ちょっと難解な政策法務ですが、執行部の皆さんはぜひ後学のためによくお聞きいただきたいと思えます。

①民法に関して。

民法第206条の所有権の規定には、その性質として次の7つが上げられております。1、観念性、2、絶対性、3、私的性質、4、全面的支配性、これは所有権は物の使用、収益、処分という全面的支配を内容とするという性質であります、5、渾一性、これは所有権はいろんなものに対する一切の源となる権利であるという性質でございます、6、恒久性、これはいつまでも変わらず続く性質であります、7、弾力性、以上この7つが上げられております。また、民法第207条の土地所有権の範囲として、土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶと規定されております。この所有権が及ぶ土地の上下とは、地下は土地を所有することによって利益がある常識的な範囲内の深さまで、地上は通常の建造物の高さプラス上空約300メートルまでとされております。これを地下権、空中権と言うそうでございます。

つまり民法第206条に関して言いますと、市有地が不法占有されているといえども、所有権は失われていないので心配ないと18年当時の監査委員さんは答弁されましたが、所有権に係る全面的支配性の概念からいいますと、これら不法占有されている市有地は本市が今すぐ使用できないし、その土地を他人に貸したり売却して収益することもできない状態にあることから、市有地が不法占有されて住宅や倉庫が建てられている等々の事案は全て所有権に担保されるべき全面的支配性を失っていると言えます。よって、本事案に関して本市の所有権は失われてい

ると言え、18年6月の監査委員の答弁は明らかに誤りがあると言えます。

加えて、民法第207条に関しても土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶと規定されていることから、土地自体、つまり土地の表面から地下部分は失われていないと仮定しても、それを市有地に不法に建物が建設されていることを考えますと、地上の所有権である空中権は間違いなく失われていると証明できます。だから、かつて答弁されました監査委員の指摘は的外れであります。

## ②公法人と営利法人における市民感覚について。

民法のほかにさらにもう一つ、公法人である地方公共団体に勤務する人間と営利法人である株式会社に勤務する人間との責任感や感覚の違いについて提起をいたします。

例えばAという企業がその本社から離れた町に大きな土地を所有していて、その土地に会社の人たちが知らない間に隣のBという会社が倉庫を建てていたとします。そして、約1,000人集まった株主総会で決算報告を行ったとき、A社の監査役が会社の財産である土地の一部にB社が倉庫を建設していますが、会社の所有権が失われたわけではないので御安心くださいと説明したらどうなるのか、会場を埋めた何百人、何千人という株主はそれならいいかと納得しますでしょうか。事なかれの株主ばかりならそう言うかもしれませんが、そんなばかな株主は一人もいないでしょう。普通に怒りを爆発させるはずでございませぬ。ばかにするな、自分たちの会社の土地が盗まれても気がつかん社長ら役員たちもまぬけだが、それを所有権は失われていないから大丈夫ですとって平気で放っておいた監査役も監査役だと、そういう人間たちのこの会社の運営を任せておくわけにはいかんからみんな責任をとってやめてしまえと、そういう大騒ぎになるはずでございませぬ。同様に、公有財産を知らぬ間に盗まれ、この土地に家や倉庫を建てられている地方公共団体は全国に掃いて捨てるほどあるでしょう、これはなぜか。それは、企業人と公務員との感覚にずれがあるからではないでしょうか。自分の借金を肩に背負っている市民や企業人は何事も自分のこととして考え、筋の通らないことには腹も立てるし、改めもします。片や市長や職員の皆さんのこれまでの対応を見ますと、行政において不正な業務運営があってもそれを認めもしないし、改めようとしませんでした、残念なことです。

そこで、4点目をお聞きします。

前置きが長くなりましたが、吉良川町におけるこの市有地不法占有事案は、民法第206条の所有権の規定に関しては所有権に担保されなければならない使用、収益、処分という全面的支配性が失われていることから、違法な状態にあります。また、民法第207条の土地所有権の範囲の規定に関して言いますと、市有地には住宅が建設されていて土地の空中権が失われていることから、違法な状態にあります。本市は、この民法の2つの条項に違反していることを認識せず、長年にわたって問題を放置してきましたが、早急にこの違法状態を解消すべきだと思います。この問題についての市長の御認識をお伺いをいたします。

次に、(4)不法占有による損失額について。

5点目、本市の市有地に不法に家や倉庫などを建設していることによって巨額の損失額が出ていることは疑いないので、何十年も前からの損失額を聞いてみたいと思います。ですが、いきなり聞いても担当課もわかりませんと言って答弁回避できることになってしまいますので、過去5年間の損失額だけをお伺いをいたします。算出方法は、それぞれの事例別に周辺の市有地賃貸料をもとに5年間、60カ月分でその賃貸料は算出できます。このほかにも、固定資産税額をもとに算出する方法や土地評価額をもとに算出する方法など、損失額を計算する方法は幾らでもあります。この5年間の室戸市の財産的価値減失額をお聞きをいたします。一般社会において、例えばA社の土地に知らない間にB社が建物を建設していた場合、A社は毎年その土地の固定資産税を支払ってきたことなどから被害を受けていることは間違いありませんので、市有地不法占有に関しても同様に問題提起をいたします。

かつて損失額を問いただしたとき、当時の担当課長は個別に土地評価額等をもとに計算する必要があるため、現時点では損失額の算定は行っていませんと逃げました。それは職務怠慢というものでございます。財産を管理する担当課は、市有地を不法占有された損失額を計算して確認し、知識としてよく知っておく必要があります。これも10月に調査を要請してありますので、この事件に関する過去5年間の本市の損失額をお答えください。

#### (5) 法律上の財産管理責任について。

市長は本市のトップとして数多くの法的責任を負っておりますが、市有地の不法占有が現存することを考えますと、財産管理に関して責任が果たされておられません。地方財政法第8条では、自治体の財産は常に良好の状態に置いてこれを管理し、効率的に運用せよとあり、室戸市が長年放置してきました市有地の不法占有は明らかにこれに違反しております。加えて、地方自治法第237条第2号には、行政財産は適正な対価なくして譲渡したり貸し付けてはならないと定められております。管理上、求められています監視を怠り、市有地に家屋や倉庫を建てられ、そこに気づいてからもその対象者に対価を求めることもせず、長年にわたってその違法事例を放置してきたことから、本市はこの法律にも違反しております。また、自治法第238条第1項では公有財産が規定されておまして、この公有財産は自治法第149条の担当事務において、普通公共団体の長は左に掲げる事務を担当するとされ、その6に財産を取得し管理し及び処分することの権限と責務が規定されております。つまりちゃんと財産を管理せよ、責任を放棄するなと命じられております。

さらに、本件事実は当然他人の不動産、つまり公有財産を奪取する行為を意味し、刑法第235条の2、他人の不動産を奪取した者は10年以下の懲役に処する、これは不動産侵奪罪と言いますが、不法占有者はこれに該当いたします。

6点目、このように本件において市長が管理責任を怠った行為が地方財政法と地方自治法に違反することは明らかであり、この一部住民による不法占有により当該市有地についてその財産として価値が減失するなど、室戸市と市民に対して大きな損害を与えており、市長の責任は

免れません。この2つの法律に違反していることについて、市長御自身の責任の所在について明確にさせていただきたいと思えます。そして、占有者の不動産侵奪罪に関しても御見解をお伺いをいたします。

(6)問題解決の方策を講じるについて。

次に、歴代の市長は、吉良川町に存在する市有地の土地を一部住民が不法に占有して家屋等を建設している事実を十分認識しながら、一部においては行政措置を講じることもなく放置し、市有地管理者としての責務を怠り、室戸市に損害を与えてきました。これは大きな問題であります。占有事実を認識しながら問題解決のための対策を講じなかった、この点から考えますと、本市は長期にわたって意図的に当該不動産の管理を怠ったと言え、何らの法の定める行為をなさない行為、これを幫助の事実と言いますが、これによって不法占有の実行行為を容易にさせることを十分認識した上で今日に至っていると言えます。これらの事実は、今述べました不動産侵奪罪及び同幫助罪などに該当する違法行為の実行であり、不法占有の者は刑法上の責任もまた免れません。

以上のことから、市長に対し市有地不法占有問題を解決に導くための方策を講じていただきたく、次のことを要請いたします。

1つ、不法占有された市有地の現状調査及び測量を行い、失った財産の調査を把握すること、2つ、市有地売却のために当該市有地の土地鑑定評価の即時実施と賃貸契約のために当該市有地の固定資産評価を確認し、不法行為責任に基づく損害賠償と財産的価値、滅失分の返還請求を行うなど、市行政財産に対する法の支配を実現すること、3つ、測量調査と土地鑑定評価が終了すれば、占有している市民一人一人に市有地である正当な証拠資料を提示し、速やかに払い下げか賃貸契約を求めること、4つ、調査の実施、調査資料の作成、不法占有者との面談調書の作成を終えた後、問題が解決しない物件については顧問弁護士に相談した上で建物収去と土地明け渡し請求など、法の定める告発事務を履行すること。

7点目にお聞きいたします。

以上のことなどを行う必要があります。市長はこれらの措置を実行し、現在の違法な状態を解消すべく積極的に取り組むことが求められておりますが、これを行うかをお聞きをいたします。

(7)不動産の取得時効と消滅時効について。

次に、不法占拠者も時効取得できるか否かについて、他県の事例を挙げて説明をいたします。

不法占有という状態が長く続いた場合、取得時効が成立するか否か、不法占有と言う以上、合法的ではない手段によって土地を占有し、それが長く続くことによって既成事実化、やがて法律がその事実を追認することがあり得るのでしょうか。結論からいいますと、これはあり得ます。最初から他人の土地であることを認識しているはずで、善意とは認められず、10年での



時効成立とはなりません。他人の土地を不法占有、占拠した状態が20年以上続けば、その土地は占有者や占拠者のものになる可能性はあり、時効成立の可能性が開けてきます。

この事例を語る上で有名な事件が大阪でありました。大阪ミナミのど真ん中、道頓堀にあるたこ焼き屋台の不法占拠事件であります。その店がある場所は市有地であるのに、このたこ焼き屋台はそのことを知っておりながらそこに店を構えて占拠し、30年以上もそこで営業を続けてきました。大阪市から退去を求められた同店は、取得時効、つまり20年以上ここで商売してきたことを盾に営業を続けようとしていました。結果は、裁判で敗訴となり退去しました。なぜこういう結果になったかと言いますと、道路や港湾、公園などの公共物は、どれだけ占有したとしても時効が成立しないという判例があるからです。つまり公共性と公益性がある道路や公園等の公有財産の場合は、20年以上占有され続けても時効は成立しないと理解できます。

ただ、吉良川町の事例のように普通財産が20年以上も長く占有されている場合は、その土地は時効が成立して、占有者のものになってしまうおそれがあると考えられ、詳細な調査と対応を要請をいたします。

8点目にお聞きします。

不法占有に関する事項によって公有財産を失うおそれがありますが、この点について市長の御見解をお伺いをいたします。

(8)室戸市財産規則の改正について。

17年5月に調査を行い、不法占有事件が明るみになったことから、今後においても本市の財産管理を厳格に行う必要があります、不法占有問題が解決しないのは不法占有についての条項がない室戸市財産規則にも原因があると私は考えました。そして、すぐ財産規則の一部改正の条項を作成して、同年、17年10月に、これをもとに市長と規則改正について検討してほしいと担当課に提出をいたしました。しかし、その後は回答がないまま今に至っております。そんなことから、この質問はちょうど10年ぶりになりますが、現在も一部問題が改正をされていない市有地不法占有事件を解消せしめ、今後において同様の事例を発生させないための防止策として、室戸市財産規則を一部改正することを再度提案いたします。

改正案については議会前に担当課長にお渡ししてありますが、改正は第24条に加え、最も重要なのは新しく設けました第25条公有財産不法使用に対する措置でございます。内容は、公有財産を不法に占有し、使用し、またはこれにより収益した者に対して当該公有財産を管理する課長は直ちにその占有または使用を中止させ、その者に対して退去、原状回復または損害を賠償させなければならない。ただし、特別の理由があるときはその占有または使用に対して相当の料金を徴収し、これを追認することができる。以上であります。

9点目にお聞きをいたします。

人口1,400人の北川村でも財務規則第107条公有財産の管理の中に不法占有の有無に留意し、適正に管理することと規定してあるのに、本市の財産規則にはどこにも不法占有に関する規定

がありません。そんな時代おくれの本市の財産規則ゆえに、不法占有はいまだに野放し状態であると言え、第24条に第25条を新たに加えて不法問題を解消する手だてとする必要があると考えます。この財産規則の一部改正について市長の御決意をお伺いいたします。

10点目、問題解決の方向性として、室戸市財産規則第24条と第25条をもとにした公有財産の現状の調査と状況によっては法的手段も辞さない適切な対応を行い、現存する問題の解消を図ること、また担当職員の異動により不法占拠解消のための交渉が安易に中断することがないように、合理的に交渉記録を適切に作成、保管し、交渉の継続性を確保すること、この2点を要請したいですが、行えますでしょうか、お聞きをいたします。

以上、多岐にわたって指摘してまいりましたが、この吉良川町だけでなく、市内全域を対象に室戸市が放置してきましたこの問題に早急に取り組んでいただき、財産管理の適正化や財産確保の観点から未利用市有地等の売却及び処分をより一層推進するよう求めます。

大項目の2、保育所高台移転の補償費について。

9月議会補正予算には、保育所高台移転に関する予算として用地費に185万円と建物補償費として1,958万円が計上されました。これについて、私は進入路に当たります住宅の用地費と進入路整備費が加わって合計2,143万円だと解釈し、保育所移転の議案に賛成をいたしました。ですが、議会後、この進入路の工事費は来年の3月議会に提案され、それがこれと同額の約2,000万円ほどと聞き、数名の方から立ち退き補償費といっても、あの家を建ててから48年たつ住宅に2,000万円近い賠償金は金額が高過ぎるのではないかと指摘を受けました。その反省から、10月以降、再度詳細に調査を行い、ようやく内容が把握できましたが、その内容については首をかしげました。

この建物補償は、本市が建物を取得し、本市が取り壊す形をとっていけばもっと低い予算で済んでいたのではないのでしょうか。しかし、そうせず、建物移転、再建築費を設定し、それに対する補償金として算定したことがこれほど大きな金額になった原因だと考えます。建物新築補償金が約1,333万円、取り壊し工事費が約296万円、この合計に8%の税を掛けた約1,759万円が建物移転料、これにブロック塀や小屋など工作物移転料が約59万円、登記費用などの移転雑費料が5万円足らず、さらに樹木数本の補償金136万円、これらを合計して約1,958万円となったものであります。

そこで、おくればせながら補償金の内容を知ったことから、後学のためにお聞きをいたします。事務事業の所管は教育委員会ですので、教育長の代理人たる教育次長と一部市長に対し質問をいたします。

1点目、この法外とも思えます補償費支出について、設計会社から来た算定表を見てその金額の高さに驚いたであろう教育長や市長が、なぜこのような補償金をそのまま議会に提案されたのでしょうか。なぜもっと低い金額になる建物取得と土地取得の方法をとらなかったのでしょうか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

2点目、設計会社から市に提出されました除却移転補償金算定表には、推定再建築純工事費2,739万円に諸経費を加えた額として約3,315万円と記録されておりますが、世間の常識からいいますといかにも巨額過ぎるように思えます。補償の基礎となるこの推定再建築純工事費2,739万円の詳細な内訳をお教えいただきたいと思えます。

3点目、またこのように金額設定した根拠をお聞きをいたします。もし本市においてこの根拠がわからないとなれば、議会の一般質問の日までの10日間に設計会社さんから詳細に聞いておいてくださいとお願いしてありましたので、その回答をお答えください。

4点目、住宅の耐用年数は、老朽化しているか、何度も改修しているかなどケース・バイ・ケースで一概に耐用年数は何年とは言いきれませんが、当該住宅は耐用年数の48年目に当たることや改修の気配もないことを考慮すると、この住宅が果たして減価率40%の価値があるのかと疑わしく考えましたし、コンサルタント会社から算定表が来たとき、市長が驚いたのもうなずけます。約50年経過している住宅に減価率40%の補償金を出しましたが、これがなぜ35%や30%などではなかったのでしょうか。この40%の根拠も事前に設計会社さんに聞いていただきましたので、その回答をお答えください。

5点目、さらに申しますと、この設計会社は長年にわたり室戸市の公共工事に深く根差してきた企業であるのは私も知っておりますが、この算定評価額を見ますと、同社は室戸市の公共工事に関する設計業務を依頼するに適していないのではないかと考えました。この点についての御見解をお伺いをいたします。

6点目、本市においてはこの建物補償金の金額に関して会議を開いて妥当な額か妥当ではないかを審査していないように思えます。なぜこの推定再建築純工事費2,739万円について、各関係課長に教育長、市長も交えて適正な審査をしなかったのでしょうか、それともこれは適正な金額とお思いでしょうか、お聞きをいたします。

7点目、この金額でよいと最終結論を出したのはどなたでしょうか、市長でしょうか、この点は市長にお聞きをいたします。

最後に8点目、この事業の土地と建物に関する補償業務は教育委員会が所管です。ですが、なぜか市長公室でした。なぜ市長部局の市長公室がこの建物補償の業務を担当しているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思えます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 谷口議員さんにお答えをいたします。

まず、申し上げておきますが、不法占有について、現在市として放置をしているという考えはございませんので、よろしくお願ひします。

1点目の市有地不法占有の問題についてであります。2)訴訟の提起、3)所有権消滅、6)問題解決の方策及び7)不動産の取得時効につきまして、関連がございますので、あわせて

お答えをさせていただきます。

市有地に無断で建てられている建築物の問題につきましては30年以上も前からの問題であり、長年にわたりこうした状況が続いていることに対しまして私としても大変苦慮しているところでございます。この問題を処理するためには、現地調査による現状把握をするとともに、相手の方との話し合いの機会を持ち、売り払いや貸し付け対応を進めていくことが必要であると考えております。

また、不動産取得時効につきましては、顧問弁護士からも20年以上占有が続いている相手方と裁判を行った場合には、相手方による時効援用の申し立てがあった場合、民法第162条第1項の規定による所有権の取得時効が成立をするケースもあるというふうにお伺いをしているところでございます。したがって、市としましては裁判を起こすことではなくて、その前の段階で測量や不動産鑑定を行った上で相手方と話し合いを行っているところでございます。また、売買に至らない場合につきましても、賃貸契約等により時効の中断につながるような取り組みを進めているところでございます。

本年度におきましても、新たに1件賃貸契約を結んだところでございまして、さらに現在家屋2件、倉庫1件について不動産鑑定評価を行い、相手方との交渉を行うことといたしております。その他の建築物につきましても、使用者の特定ができるものから順次進めることによりまして、適正化に向け取り組んでいるところでございます。

次に、(5)財産管理責任につきましては、長年の課題であるものが現在も未解決で残っているということにつきましては私も責任を感じているところでございます。したがって、前段でも申し上げましたが、測量や不動産鑑定を行い、売買または賃貸契約に向けて一層進めてまいりますとともに、今後におきましても新たな占有をさせないという基本姿勢で臨んでいるところでございます。

また、これまでの使用につきましては、戦後の食料事情であるとか集落での使用など占有に至った経過や理由であります。これはさまざまなものがあるという状況でございまして、一概に不動産侵奪罪に当たるということとは言えないのではないかと考えております。

次に、(8)財産規則の改正を求められている件についてでございます。過去に何度も提案をいただいていることとありますが、それらについては検討してまいりまして、平成22年6月定例会の一般質問にお答えをいたしておりますが、現行の規則で対応可能であると理解をいたしているところでございます。

なお、第24条現状の調査の箇所につきましては、不法占有等に関する規定の追加について、他市におきましても事例がございますので、この点については改正を検討しているところでございます。

いずれにしましても、市有地の管理につきましては今後一層適正化の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の保育所高台移転補償費についてでございます。7点目と8点目について、あわせてお答えをいたします。

まず、当該事業につきましては、南海トラフを震源とする巨大地震が迫る中、保育所を安全な場所へ少しでも早く移転をさせようということで取り組んでいる事業でございます。そして、保育所高台移転事業の進捗状況でございますが、室戸福祉協会が平成29年4月の開園に向けて取り組んでおりまして、保育所整備工事の実施設計業務が間もなく完了するとお聞きをいたしております。市といたしましても、積極的な支援を行っているところでございまして、業務が多岐にわたるため、進入路の整備に係る業務につきましては市長公室に指示を出し、進めているところでございます。

次に、道路整備に係る家屋等の補償費の算定につきましては、補償コンサルト業務につきまして指名登録をされているコンサルタント会社に算定業務を委託をしているところでございます。

また、算定につきましては、各種補償基準により算定をしておりますので、適正なものであると考えております。

また、補償費の決定につきましては、決裁規定に基づき市長が行っているところでございます。

私からは以上でございますが、副市長、教育次長及び財産管理課長から補足答弁をいただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 久保副市長。

**○副市長（久保信介君）** 谷口議員さんに大きな2点目の保育所高台移転補償費の6点目に関しまして私のほうからお答えいたします。

御案内のとおり、本市公有財産取得及び処分委員会規則では、委員会は取得または処分しようとする土地、建物の選定及び価格の適正を期するため、必要な事項を審査すると規定されており、補償費に関する規定がなかったことや、先ほど市長の答弁にもございましたように、建物の補償費等につきましては一定の条件を備えて登録を受けたものにより算定されていることなどから、これまで補償費については同委員会の審査対象としてこなかったところでございます。

しかしながら、市の発注事業として各課における補償費の考え方や取り扱いについて一定統一を図る必要などもあると思われますので、今後同委員会の審査対象として追加する方向で検討をまいります。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 黒岩財産管理課長。

**○財産管理課長（黒岩道宏君）** 谷口議員さんにお答えいたします。

まず、大きな1点目の(1)の1点目、吉良川地区の市有地における建築物等についてであります。今回改めて現地調査を行い再確認をした結果、当該市有地内における建築物等は、家

屋が7件、倉庫20件と貨物用コンテナ1台があることを確認しております。そのうち、家屋1件、倉庫13件が廃墟であり、現在は使用されていない状況でございました。

次に、2点目の市有地の活用予定地及び未利用地についてであります。平成26年度の財産に関する調書によります市の所有する普通財産の面積は、山林が1,691万7,079.46平米、その他が40万8,078.24平方メートルでございます。そのうち、現在活用しております面積は、有償貸し契約を結んでいるものが、山林58件、宅地25件、その他雑種地等8件の計91件で、延べ面積は21万2,503平方メートルとなっております。このほか、各地区の集会所や保育所用地として常会や社会福祉法人等は無償貸し付けをしている土地が36カ所、計1万4,560平方メートルでございます。これらを除いたものが現在利用されていない土地ということになりますが、その中でも比較的活用が可能ではないかと思われる一定の面積、200平米ぐらいを想定してありますが、以上の宅地雑種地の中から周囲の状況等を踏まえて、大体11カ所、延べ5,700平米ほどを活用予定地として現在ピックアップをしているところでございます。また、そのうちの3カ所程度につきましては、鑑定評価等を行いまして、本年度内に市有財産売り払いに向けた入札公告を行う予定としているところでございます。これらを除いた約1,700万平米が未利用地ということになりますが、大半は山林でございます。

次に、(4)について、市有地を貸し付けた場合の試算であります。先ほど申し上げました市有地内に建築されている家屋、倉庫等の延べ敷地面積はおよそ1,880平米程度であると推計をしております。御質問のように、仮に有償貸し付けをしていたとして、本年度行いました近傍地の鑑定評価、1平方メートル当たりの平均額を用いまして普通財産貸付事務処理要領に基づいた試算をいたしますと、1年当たりの貸付額は約26万8,000円となります。

次に、(8)室戸市財産規則の改正についてのうち、交渉記録についてでございます。こうした相手方との交渉の経過などの記録は必要であると考えますので、今後交渉記録の作成や保管につきましては適切に行ってまいります。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 久保教育次長兼生涯学習課長。

**○教育次長兼生涯学習課長（久保一彦君）** 谷口議員さんに大きな2点目の保育所高台移転の補償費について市長答弁を補足説明させていただきます。

私のほうからは1点目から5点目についてあわせてお答えいたします。

市長も答弁申し上げましたように、当該補償費につきましては、補償コンサルタント業務に指名登録されている委託業者により統一的な補償基準に基づき適正に算定されているところでございます。その基準といたしましては、1、高知県土木部発行の用地調査等共通仕様書、2、用地対策連絡協議会の公共用地の取得に伴う損失補償基準、3、四国地区用地対策連絡協議会発行の物件移転等標準書があり、これらの中で補償費算定の考え方や歩掛かり、単価等についてそれぞれ示されておりますので、それらに基づいて算定されているものであります。

建物の補償費につきましては、昭和37年、内閣閣議決定の公共用地の取得に伴う損失補償基

準要綱第24条におきまして、土地等の取得または土地等の使用に係る土地等に建物等で取得せず、または使用しないものがあるときは、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するものとする定められております。また、その際の移転費用の算定に当たりましては、建物の現在価格に取り壊し工事費等を加えるなどにより算定することが示されております。つまり補償費はその建物を使用しない場合は取り壊し工事費を含む建物の移転費用として算定されることとなっております。このことにつきましては、高知県にも確認をいたしておりますが、県下でこれまでに例外はないとお聞きしております。

次に、推定再建築純工事費の内訳についてであります。仮設、基礎、軸部、屋根、外壁、内壁、床、天井、開口部、造作、樋、塗装、建築設備、建築付随工作物の工種ごとにそれぞれ算出し、それらを合算したものが推定再建築純工事費であり、今回の場合、約2,739万円となっております。これに諸経費を加算し、減価率を乗じた金額に取り壊し工事費を加えたものが建物の移転料となります。これに工作物移転料、移転雑費補償金、立竹木補償金を加えました1,958万2,000円を補償費として9月議会に予算計上させていただいたところでございます。

なお、これらの算定に用いる歩掛かりや単価につきましても、当然前段の基準に基づいており、基準に沿って適正に算定されております。また、受託業者にも再度算定をしていただきましたが、誤りはございませんでした。

次に、減価率の40%についてであります。これにつきましても、前段の基準に基づき建物の構造や程度を経過年数により算定されており、適正な減価率であることを確認しております。以上です。

○議長（久保八太雄君） 健康管理のため11時10分まで休憩いたしたいと存じます。

午前11時0分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷口總一郎君の2回目の質問を許可いたします。谷口總一郎君。

○7番（谷口總一郎君） 7番谷口。2回目の質問を行います。

1点目は、答弁漏れといいますか、答弁したということですが、答弁漏れと思いましたが、再度もう一度答弁をお願いしたいと思っております。大きな項目の保育所高台移転補償費についての6点目、お聞きしたのはなぜこの推定再建築純工事費2,739万円について各関係課長に教育長、市長も交えて適正な審査をしなかったのか、それとも適正な金額だと思いかとお聞きをいたしました。この文意は、1点目に適正な審査をしたのかしなかったのか、これは副市長が答弁をいただきました。2点目が、それとも適正な金額だと思いかというのは、適正な金額だと思うか思わないかについてを聞いております。これについて、副市長は教育次長が答弁されたということですので、この点についてもう一度答弁をお願いいたします。

もう一つ、同じ項目ですが、設計会社さんから来ました算定表ですね、この算定表の金額は技術畑の専門職がチェックするなど、この行政の中においてはチェックするなどしなくてはならないということをお聞きしましたが、これは何課の職員が行ったのか、この点が一番重要な点ですので、一番私に関心がある点ですので、行政の中でどなたがこの金額をチェックしたのか、この委員会の中ではこの点については、補償金額についてはチェックしてないということに私は思っておりますので、チェックした方がおられたらこの点を何課の職員がチェックしたのか、全然チェックせずにこれをそのまま議会に出してないと思いますので、その点をお聞きをいたしまして、今議会における私の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 谷口議員さんにお答えをいたします。

まず、1点目の補償費の件でございますが、保育所高台移転による道路整備に係る家屋等の補償費の算定につきましては、各種補償基準により算定をされておりますので、適正な金額であるというふうに考えております。

また、チェックにつきましては、市長公室でチェックをさせておまして、それを担当課がお聞きをしているというふうに理解をいたしております。以上です。

○議長（久保八太雄君） これをもって谷口総一郎君の質問を終結いたします。

次に、濱口太作君の質問を許可いたします。濱口太作君。

○6番（濱口太作君） 6番濱口。ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、1のまち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的策についてお伺いをいたします。

本市の人口は、昭和35年には3万498人でありましたが、その後減少を続け、平成22年の国勢調査におきましては人口は1万5,210人となり、減少率は13%と全国の市の中で4番目に高い減少率となりました。ことし10月に行われた国勢調査では、まだ確定はしておりませんが、1,800人程度の減少で、人口は1万3,400人程度となることが見込まれており、減少率も12%前後になると思われ、人口減少に歯どめがかかっていないのが本市の現状でございます。

こうした状況の中で、本年10月、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされました。策定期間の時間的余裕もなく、大変な作業だったと思います。計画は策定するのも大変ですが、本当の苦労はこれからの実施段階にあると思いますので、目標達成のためにみんなで課題を共有し、職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

以下、創生総合戦略の具体的内容について質問をいたします。

1点目が、2、総合戦略の効果的な推進の(1)総合戦略策定の視点の中で転出超過を改善することができれば大きな人口減少の抑制効果がある、そのためには転出原因を解消する施策が求められるとありますが、転出原因の究明は終わっているのかどうか。終わっていれば、その結果はどうであったのか。まだであれば、どのような方法で転出原因を究明するのか、お伺い



をいたします。

2点目として、特産品の開発についてであります。

本市においては、これまでも室戸市ものづくり、元気づくり推進事業等によって補助金を交付し、特産品や土産物の開発にも取り組んできましたが、これといった特産品の開発につながらなかったように記憶をしておりますが、どのような手法で特産品づくりに取り組むのか、お伺いをいたします。

私たちが視察した海士町では、商品開発研修生という制度を平成10年につくり、取り組んでおりました。この制度は、よそ者の発想と視点で特産品やコミュニティーづくりに至るまで、海士町にある全ての宝の山、いわゆる地域資源にスポットを当て、商品化に挑戦する制度であります。島の助っ人的存在でこれまでに25人が参加をし、現在も3人が勤務中であります。研修生には毎月15万円の給与を支給し、住居は1DKを準備、冷暖房、こたつ、冷蔵庫、掃除機、布団を完備、1年契約だが、更新も可能となっております。これらの研修生によって、それまでは商品価値のあることすら気づけなかったものが、外の人目から見れば驚きとともに新鮮な魅力として映るいい見本となっており、現在土産物として1番人気の島じゃ常識さざえカレーも島の食文化を商品化してヒット商品となっております。これまで卒業生のうち7人が町内に定住をしており、起業や就職をしています。

3点目として、室戸海洋深層水の新たな事業展開の推進の中で、海洋深層水の効能研究とあります。過去にはアトピー治療への効能について取り組んだことがありますが、今回はどのような効能研究を行うのか、お伺いをいたします。

4点目として、基本目標に室戸世界ジオパークを活かし、国内外から新しい人の流れをつくるの中で、移住者数の平成31年の目標値が461人となっており、1年間に84人の移住者を見込んでおりますが、過去5年間の移住者実績が41人で、1年平均8.2人であることから異常に高い目標値ではないかと思わざるを得ませんが、どのような施策を行うことにより目標値達成が可能だと考えているのか、お伺いをいたします。

5点目として、基本目標3、結婚・出産・子育て・教育を応援し、室戸の次世代を育てるの中で、子育て支援の充実とありますが、新しい子育て支援としてどのような支援を考えているのか、お伺いをいたします。

6点目として、3-1の(イ)産前・産後ケアの充実、不妊治療への助成の中で、産婦人科受診に対する助成事業の推進とありますが、具体的にはどのような助成事業を行うのか、お伺いをいたします。

7点目として、子育て祝い金の交付について、現在本市においては1子につき5万円のすこやか子供祝金を支給をしておりますが、これを見直しをするのかどうか、お伺いをいたします。

海士町の事例を言いますと、出産祝い金として、1人目10万円、2人目20万円、3人目50万

円、4人目以降100万円が支給をされております。これを山内町長は未来への投資だと言っており、町の将来を担う子供を一人でも多く育ててほしいという町長の熱い思いが十分に伝わってくる金額だと思います。

8点目として、室戸高校入学準備金の交付について具体的にはどのような内容のものなのか、お伺いをいたします。

9点目として、市立診療所設置についてであります。さきの議員総会において、宇賀クリニック跡へ市立診療所を整備する考えが示され、地域の皆さんも非常に喜んでおりますが、開業はいつごろを予定しているのか、お伺いをいたします。

次に、2の旧室戸岬小学校跡地利用についてお伺いをいたします。

旧室戸岬小学校の危険校舎の取り壊しにつきましては、2年前の9月定例会において一般質問を行いました。そのときの答弁では、国のほうで老朽した公共施設の取り壊しに対しての財源措置ができるようになったので、これを活用して取り壊しを検討し、一日も早く危険校舎をなくしたいと答弁がありました。現在、公共施設等総合管理計画を策定中とのことでありますが、取り壊しまでの今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

現在、本市においては消防屯所の高台移転が進められております。私も地元関係者の皆さんと岬消防屯所の移転先を探しておりましたが、高い場所には急傾斜地が迫っており、旧室戸岬小学校跡地しかないのではないかとの結論になりました。ただ、この場所は県の作成したマップでは浸水地域になっていることが問題視されておりました。しかし、本年7月12日実施をされました室戸岬地区合同防災訓練において行われた国立研究開発法人海洋研究開発機構センター長代理高橋成実氏の「DONETによる海域地震津波観測と室戸地域におけるシミュレーションからの防災対策」という講演の中で、私たちのシミュレーションでは、室戸岬小学校は浸水はしませんという内容が話されました。講演終了後、県のマップでは浸水地域になっているのに、どうしてですかと尋ねますと、県のマップではその土地の細かい条件などは考慮せずに作成をされております。この室戸岬地区は地震が起きると3メートル隆起します。また、港には高い防波堤もあります。これらの条件を考えると、この小学校は浸水はしません、安全です、むしろ隆起によって港が使用できなくなることのほうが心配ですと話されておりました。いずれにしましても、室戸岬地区の高台移転用地としては旧室戸岬小学校跡地しか考えられないところであります。

ことしの総務文教委員会の管内視察におきましても、廃校後10年以上も借地料を払い続けているという無駄な支出の解消のためにも、この用地を市が購入し、公共施設の高台移転用地として活用すべきではないかとの意見もありました。室戸岬地区には、消防屯所のほかに公民館や老人憩の家もあります。現在の公民館は駐車場も狭く、催し物をしても車で行くことができないため、参加者が少ないのが実態ですし、老人憩の家も古く、耐震化されておられません。これらの施設の将来の移転用地としても活用することが可能だと考えます。高台移転用地として

の活用についての所見をお伺いをいたします。

次に、3の室戸高校存続への取り組みについてお伺いをいたします。

質問に入る前に、小さな離島の小さな町が高校存続のためにここまでやっているんだということを経営部の皆さんにもぜひ知っていただきたいと思いますので、海士町の取り組みについて紹介をいたします。

海士町にある島根県隠岐島前高校は島前3市町村で唯一の高校ですが、少子・高齢化の影響を受け入学者が激減し、平成20年には28人となり、統廃合の危機が迫っていました。島から高校がなくなれば、高校進学のために子供は中学校卒業とともに島外へ出ていかざるを得なくなる、親は子供の生活援助をするが、負担は大きくなる、ならばいっそのこと家族と一緒に島外へ行ったほうが経済的負担も少ないし、島を離れても仕事はある。このようなことになれば人口流出は加速し、やがては町の担い手もなくなる。島前高校の存続は町の超過疎化に直結する大きな問題となるとの考えから、海士町は教育改革に乗り出しました、それが島前高校魅力化プロジェクトです。

島前高校魅力化プロジェクトでは、守りの存続ではない魅力化をキーワードとし、生徒が行きたい、保護者が行かせたい、地域も必要だと思える魅力ある学校づくりを目指しました。その結果、学力が上がり、有名大学への合格率もふえております。現在、島前高校では、地域に根差したキャリア教育が柱の一つとなっており、1年次は学習の土台を築き、視野を広げ、進路の方向性を定めることに重点を置き、そのカリキュラムの中には夢探検という授業があり、多くの外部講師や地域の人との交流によって子供の夢を育てています。2、3年次には特別進学コースと地域創造コースに分かれ、前者は進学を目指す生徒の学力を伸ばし、後者は島の地域資源を活用し、体験、課題解決型の学習を行っております。

また、魅力化プロジェクトの取り組みの一つである島外から学びに来る島留学制度は、島外の子供にとっては異文化環境の中で学力だけでなく問題解決能力を磨くことができる、一方で島の子供たちにとっては島外の子供たちとのコミュニケーションを通じて多様な価値観に触れることができる、このように島留学制度は双方により刺激をもたらす効果を生んでおります。この島留学制度は年々人気が高まり、全国から受験生があり、現在の競争率は2倍以上となっており、島外からの受験生にとっては狭き門となっております。この島留学生には寮費と食費の半額と年4回の里帰り交通費の半額を海士町が補助をしております。この島留学生の増加により、寮が不足し、現在増築をしておりましたが、これも海士町が建築をし、完成すれば県に貸すとのことであります。

隠岐島前地域では、従来は島にいと学力が伸びず、大学進学には不利と考えられていました。そのため、大学進学を希望する生徒の多くは中学卒業と同時に島を離れ、本土にある高校に入学をしておりました。離島であっても子供たちの教育環境づくりが必要だということで取り組んだのが、地域と高校の連携型公営塾、隠岐國学習センターであります。

この学習センターの特徴は、3つあります。1つ目は、生徒一人一人に合った学習を行い、生徒の自立と個性の確立に力を注いでいること。2つ目は、隠岐島前高校との連携です。多いときは週に二、三日はミーティングを開くなど、高校教師と連携をとり、高校と学習センターで相乗効果が出る学習方法をつくり出しております。3つ目は、夢ゼミです。夢ゼミとは、大学で言うゼミ形式の授業を週1回開催し、生徒が自分の夢や将来について発表したり、ディスカッションをしたりして、その夢に近づくためにはどうしたらいいのか、もっと言えばなぜ勉強するのかを考えさせております。この学習塾は当初は民家の空き家を利用していましたが、生徒数の増加により手狭となり、本年4月には海士町が2億3,000万円をかけて建築した学習センターが完成をしております。

このように、高校を存続していくために、県立高校ではありますが、町が大きな決断をし、島民や高校関係者と何度も話し合い、危機感を共有していった、そうした土台が築かれ、やがては本格的なワーキンググループができ、新しい島前高校のカリキュラムを1年ずつ練り上げていき、現在の姿へと進化をしております。

この教育改革の中心的役割を果たしているのが、高校魅力化プロジェクトのコーディネーターをしている岩本さんと学習センターの塾長をしている豊田さんです。2人とも大手企業の人材育成の仕事をしておりましたが、海士町の教育委員会が実施をしたAMAワゴンという中学生の出前授業の第1回講師に招かれ、海士町の実情を聞き、教育改革と一緒にやってほしいと懇願され、やりがいを感じ、海士町にIターンをしています。このほかにも、海士町では多くのIターンの若者が活躍しており、学習センターのスタッフ8人も全員Iターンをしてきた人たちです。

この教育改革の成果はすぐにあらわれており、平成21年に開催された全国の高校生が地域観光プランを持ち寄る第1回観光甲子園で、島前高校の生徒がつくった「ヒトツナギ」観光プランが文部科学大臣賞を受賞していますし、平成23年度には、高校としては全国唯一キャリア教育推進連携表彰を受賞、平成25年には、地域の課題を解決しプラチナ社会を目指す全国各地の取り組み124団体の中から第1回プラチナ大賞並びに総務大臣賞を受賞し、平成27年度には、文部科学省のスーパーグローバルハイスクール指定校となっております。また、ことしの4月には、文部科学省の職員がコーディネーターという肩書で出向をしております。

私たちが案内してくれた観光協会の職員の方も北海道からのIターンの若者ですが、今海士町に大学をつくるという話が出ていますと笑いながら話をしていました。私はこの話を聞いたときに、これほどの教育改革をしてきた海士町の人たちであれば、本当に大学もつくってしまうのではないかと思います。人口2,500人足らずの小さな離島でこれほどの教育改革が行われております。諦めずに本気で取り組めば活路は開けるといいお手本だと思います。

最近、高知県では、人口減少の続く県内の市町村の中で対前年比でわずか1名の減少にとどめた梶原町が話題になりました。梶原町は、平成26年度の人口減52人を、町外から入ってくる

社会増で補うことに成功しております。梶原町は、移住者住宅や保育料の無料化、中学までの医療費の無料化などあらゆる施策を打ち出し、1年間で43人の移住者を呼び込んでおります。

それには梶原高校の存在も大きかったと言われております。生徒の減少で一時は廃校寸前まで陥っていましたが、8年前に室戸高校野球部を選抜ベスト8に導いた横川恒雄先生が一昨年、高校教員を退職したのを機にふるさとに帰り、野球部の監督に就任し、去年の夏の県大会でベスト8に進出をしました。私もこの大会をテレビで見えていましたが、強豪校相手に少人数で一生懸命に善戦した梶原高校の選手の姿には胸を打たれるものがありました。この大会をきっかけに野球部を甲子園へと民間の間でも野球熱が高まり、町民からもさまざまなサポートがされ出しております。また、梶原高校への入学者もことしは56人と昨年の倍にふえており、このうち野球部には町外から19人が入部をしております。このため、寮が満室となり、急遽校長官舎を寮として使用しており、学生寮の増築が課題となっております。国際人育成のため、高校生1年間の留学生に対し100万円の補助をするなど何事にも積極的な梶原町のことで、県の対応がおくれば町が建設に踏み切るものと思われま

す。さて、本市の室戸高校の過去3年間の入学者の推移を見てみますと、平成25年が42人、平成26年が52人、平成27年が63人と徐々にふえてきております。このふえた要因の一つが女子野球部の存在だと思います。特にことしは12人の野球部員が入学をしております、うち11人は市外からの入学者です。本市の少子化は年を増すごとに進行しており、市外への進学者も考慮しますと、室戸市内の子供だけでは室戸高校を存続することは困難な状況になることは明白であります。

こうした中で、室戸高校が統廃合の対象になってはいけないと市民の間で女子野球部をつくり、県内外から生徒を集めようという動きが出て現在活動を行っております。その成果も徐々に見え始め、1年目は4人、2年目は3人、3年目のことしは11人が市外から入学しており、遠くは岩手県や静岡県、佐賀県からの入学者もいます。また、ことしも10人以上の父兄から学校に問い合わせもあっているようです。しかし、部員数が多くなればなるほど市民の力だけでサポートすることも困難になります。県立高校だからといって遠慮することなく、もっと積極的に市もかかわり合いを持ち、存続に向けての努力をすべきではないのでしょうか。全国の県立高校の先駆けとして誕生した室戸高校女子野球部を市民と一緒に育てていくことが室戸高校存続にもつながると思いますが、今後の取り組みについての所見をお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 濱口議員さんにお答えをいたします。

まず、1点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略の具体策についての(1)転出原因の解消についてでございます。

議員さん御案内のとおり、本年10月に策定いたしました室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略における策定の視点として、人口の長期的な安定性の確保を掲げております。本市の人口減少の要因としまして、転出超過による社会減が大きな比重を占めており、転出超過の改善ができれば人口減少の抑制効果があるものと考えております。転出原因の究明につきましては、過去の分の調査が大変難しい状況でございます。本年7月から転出理由のアンケート調査を実施をいたしております。現在のところ、回答件数が少ないため、それらの傾向を判断できる状況には至っておりません。今後続けてアンケート調査を実施することにより、転出理由の把握に努め、その対策を進めてまいります。

また、人口減少に歯どめをかけるということは当市の大きな課題でございます。その対策に市役所全ての職員が一丸となって取り組むとともに、議員各位を初め市民の皆様方の御理解と御協力もあわせてお願いする次第でございます。

次に、(2)特産品の開発についてでございます。

特産品の開発につきましては、これまでに深層水を活用した野菜やアマノリ、にがり米、西山金時等のブランド化を支援する室戸市ものづくり、元気づくり推進事業費補助金や昨年度より室戸市特産品商品化販売支援事業費補助金を設置をし、トコブシやドライフルーツの加工品の開発等、少しずつではありますが、効果が芽生えているように感じております。また、室戸市集落維持再生事業費補助金を活用し、地域おこし協力隊が地域の皆様とともに開発しているものが黒見のダイヤモンド米や椿ミスト等が出てきているところでございます。そして、キラメッセ楽市に新設した加工場では、ポンカンやお芋のジェラート、またドライフルーツ等新たな特産品開発に取り組んでいただいているところでございます。今回の総合戦略におきましては、室戸土産商品化事業の推進を施策として盛り込んでおります。

観光部門では、室戸ジオパークのオリジナルグッズの開発についてアイデアの募集をしていることや、企画、イベント等により観光客視点で評価をされる商品開発の取り組みを行ってまいります。また、商工部門では、今年度室戸市総合支援計画の策定を行い、計画が国に認定をされれば、市内で起業、創業する方々に対して必要となる経費の補助ができるようになります。起業する事業者がふえることで新たな特産品の開発が進むことを期待をするところでございます。

今後とも、県や市の各種補助事業の活用により特産品の開発に結びつくよう取り組んでまいります。

次に、(4)移住者の目標値についてでございます。

室戸市人口ビジョンにおいて本市の目指す人口の将来展望につきましては、45年後の2060年には本市の総人口を約8,500人としております。これは現在の1.46という合計特殊出生率を2050年までに2.27に段階的に引き上げ、その後その水準を維持するものとして試算を行っております。また、現在の転出数が若干縮小していくという見込みであることを踏まえながら、年

間42組の若年夫婦の移住促進または市内在住の若年夫婦の転出抑制対策を図ることによって実現を目指したいとしております。議員さん御案内のとおり、背伸びをした目標値ではありますが、目標達成に向け、より一層移住促進や定住対策に取り組んでいくことが必要であると考えております。

本市では、これまで人口減少に歯どめをかけたいという思いからいち早く移住促進対策に取り組んでおり、専門の移住相談員の配置や移住体験住宅の整備、県外の移住相談会への参加、また空き家調査の実施、ホームページや雑誌などを使った本市の魅力の情報発信を積極的に行っているところでございます。そうした中で、移住相談員をふやすとともに空き家バンクの取り組みも進めることといたしております。今後におきましても、さらなる移住促進対策の充実に努め、組織体制の見直しや強化、専門的な部署の設置についても検討していく必要があると考えております。

また、平成20年度以降の転出世帯数を調査しましたところ、年度によってばらつきがございましたが、20代、30代の若年層が年平均で約82世帯転出をしているところでございます。この若年層の転出をとめることで移住対策と同様の効果が見込めることから、転出を抑制していくことが大変重要であると考えております。そのために、やはり問題は働く場所ではないかというふうに思っております。そのための企業誘致であるとか市内企業の育成、また子育て支援であるとか医療環境の充実など、住民ニーズに沿った施策に取り組み、総合的な市勢の発展に努めることが大事であると考えております。

次に、(7)の子育て祝い金の交付についてでございます。

室戸市すこやか子育て祝金につきましては、室戸市の次代を担う子供の誕生を祝福するとともに、健やかな成長を願い、祝い金を第1子から1人につき5万円を支給しているもので、平成26年4月から実施をいたしております。出産祝い金制度は出生数が少ない町村では多額の祝い金を支給している事例があることは御案内のとおりでございます。その中で高知県内の市について見てみますと、本市と須崎市のみが支給をしており、須崎市では第3子からの支給となっているとお聞きをいたしております。当市は第1子から祝い金を支給しているというところで、他の市にはないのではないかというふうに思っているところでございます。

また、室戸市の支給額につきましては、少額であるということかもしれませんが、一人一人が大切な室戸市の子供たちでございますので、生まれてきた子供たち全員を祝福をして、支給するという制度となっているところでございます。本市の子育て祝い金は始まったばかりの制度でございますし、祝い金ではなく、子供を産み育てる環境を包括的に支援していくことも安心して子育てをしていただけることにつながるものと考えておりますので、そうした点も踏まえながら、よりよい方向となるよう取り組んでまいります。

次に、(8)室戸高校入学準備金の交付についてと3点目の室戸高校存続への取り組みについて、あわせてお答えをさせていただきます。

議員さん御案内のとおり、鳥取県海士町の隠岐島前高校の取り組みにつきまして御紹介をいただいたところでございます。私も以前、この取り組みについてまとめた資料をいただきまして、読んでいるわけではありますが、大変すばらしい取り組みだというふうに認識をいたしているところでございます。

さて、室戸高校の運営につきましてであります。その所管は御案内のとおり、これも高知県であります。しかし、室戸に1つしかない大事な高等学校として、市としてもその支援対策に取り組んできたところでございます。これまで各種取り組みやスポーツ振興などを中心に助成をするとともに、女子硬式野球部につきましても大会経費などを支援をいたしてまいりました。また、女子野球部が夜間でも練習できるように、中央公園運動場にナイター照明の設置やベンチの改修などに努めてきたところであります。

そして、今後の支援対策として、現在室戸高校と協議をいたしているところでございますが、1つには市外等から入学をしている生徒が入寮をしているいさな寮がございますが、ここにはエアコンが設置をされておらず、高等学校としては高知県へ要望をしているということですが、その予算化のめどが立っていないというふうにお聞きをいたしております。生徒の寮生活や学習が快適にできるような環境の改善が必要と考えるところでございまして、この件につきましては本市の新年度予算に何とか計上することができないかということを検討をさせていただいております。また、土、日、祝日はいさな寮の食事が出ていないということなどから、寮費の助成についても検討してまいりたいと考えております。そしてまた、室戸高校に入学した際には、制服や体操服などの費用が保護者の大きな負担となっていることから、これらの経費を一定支援をすることができないかという点についても検討を重ねているところでございます。

来年度から全てを実施するということは大変難しいかもしれませんが、少しでも地域の高校へ生徒が残り、他の市町村からも来ていただける高校となりますよう、今後とも支援対策をしっかりと考えるとともに、室戸高校の特性である総合学科を生かし、進学と就職、いずれの進路におきましても対応できる高等学校として魅力的な学校となるように応援をいたしてまいります。

次に、(9)の市立診療所設置についてでございます。

本年6月議会で御答弁いたしましたように、平成26年10月末をもって宇賀クリニックが閉院したことにより、室戸岬地区には薬局も医療機関もないという状況が続いているところでございます。そのため、昨年10月から診療所の再開に向けて、室戸市内の医療機関はもとより、高知県医療政策課や高知医療再生機構を初め県立あき総合病院や高知高須クリニックなど各医療機関に対して医師の派遣や指定管理者方式での運営などについて陳情や要望活動を行ってまいりました。しかし、どことも医師不足であることから、現状ではそうした協力がなかなか得られないという状況でございます。



そういう状況ではございますが、今後の対応を検討する中で、まずは市立の診療所として施設を確保したいということで今回関連経費を補正予算に計上をさせていただきました。

また、週に1日か2日でも医師の確保ができないかについて、現在市内や近隣医療機関と交渉を行っているところでございます。

そして、開院のための関連経費につきましては、平成28年度の当初予算に計上をいたしたいと考えております。市の診療所の開院に当たりましては、医師の確保のほか、設備のことや運営方法などクリアすべき課題がございますので、それらに少しでも早く対応することによって早期に開院できるようにそれらの一つ一つの課題を解決し、室戸岬地区の医療の確保について努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の公共施設等総合管理計画と旧室戸岬小学校の取り壊しについてでございます。

まず、公共施設等総合管理計画につきましては、本年度中に策定を終了をしたいと考えておりました。したがって、今後公共施設の除却につきましては一般単独事業債の対象とすることができることとなります。

なお、過疎法の改正によりましてソフト事業の拡充が行われて、公共施設の除却についても過疎債の対象とすることが可能ということもお聞きをするところでございます。しかし、御案内のように過疎債は県からの配分額に限度がございます。現状では、既存事業で枠がいっぱいになっているところでございます。除却事業のみを対象とすることは困難であると思われませんが、今後一般単独事業債でやるのか、また過疎債でやるのかについて十分検討してまいりたいと考えております。

次に、旧室戸岬小学校の建物につきましては老朽化をしており、危険性も高く、解体撤去が必要であることは御案内のとおりでございます。これまで学校用地の地権者との話し合いでは、今までどおり賃貸借契約を続けてほしいという希望があったわけでありましたが、私も土地所有者とお会いをする中で、市が購入することについては一定了解をするということもいただいたところでございます。そのことによって、12月補正予算に境界確定測量及び鑑定評価の経費を計上させていただいたところでございます。まず、それらをもとに地権者の方々と協議を行い、土地の買収に取り組んでいきたいと考えております。

そして、次にはできるだけ少ない経費で旧室戸岬小学校の解体撤去を行うことや、これは現状のままでは浸水予測区域にあるということでございます。一部の専門家の先生は浸水はしないということではございますが、これについてはやはり少しでもかさ上げをする必要があるのではないかと考えているところでございますので、そうしたことを今後考えていかなければならないというふうに思っております。

そして、今後の利活用についてでございますが、これらも現在のところ、全ての確定はいたしておりませんが、早く取り組まなければならない施設といたしましては消防屯所の移

転が望ましいのではないかと考えております。また、用地は一定の広さがございますので、今後とも利活用については続けて検討していく必要があるというふうに思っているところでございます。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（久保八太雄君） ここで昼食のため1時10分まで休憩いたしたいと存じます。

午後0時5分 休憩

午後1時7分 再開

○議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） 諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、山下浩平議員より、所用のため午後欠席との届け出が提出されております。現在12名の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

○商工観光深層水課長（久保田 浩君） 濱口議員さんにお答えします。

大きな1の3点目、海洋深層水の効能研究の推進についてであります。

今年度において、高知県と高知大学医学部が共同で提案しました厚生労働省戦略的雇用創造プロジェクト事業として室戸海洋深層水機能性評価事業が採択されております。現在市民の方々の協力を得て飲用試験を行っています。

試験内容につきましては、モニターの方々に海洋深層水飲料と市販のミネラルウォーターとそれぞれ3カ月間飲用していただき、そして海洋深層水飲料を飲み続けた人と市販のミネラルウォーターを飲んだ人の腸管免疫、腸内細菌がどのように変化するかを調べるものであります。現在36名の方の協力を得て飲用試験中であります。マウスによる試験では、海洋深層水飲料を飲用したマウスにおいて腸内細菌中の善玉菌の割合が多くなったとの結果が得られております。人体でも同様の結果が得られれば、海洋深層水飲料の機能性の一部を証明することとなり、また体によいとの結果が証明されれば海洋深層水飲料の販売力も大幅に拡大するのではないかと期待しているところであります。

なお、当該試験研究事業につきましては、3カ年間、約1億5,000万円かけて行うものであります。以上です。

○議長（久保八太雄君） 久保教育次長兼生涯学習課長。

○教育次長兼生涯学習課長（久保一彦君） 濱口議員さんにお答えします。

大きな1点目の(5)子育て支援の充実についてでございますが、生涯学習課関係では、放課後子ども教室の充実と放課後児童クラブの充実を上げております。

まず、放課後子ども教室は、放課後や週末等に余裕教室などを活用して子供たちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習やさまざまな体験、交流活動の機会を定期的、継続的に提供するものでございます。これらの取り組みを通じて子供の社会性、自立性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育の向上を図り、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的としております。

現在、佐喜浜小、元小、吉良川小、羽根小、中川内小の5校で1週間に2日ないし3日で実施しております。放課後子ども教室の新たな取り組みといたしましては、平成27年度から佐喜浜町で保育所、小・中学校が地元が行っている学校支援地域本部事業に参加し、地域との連携を図っているところであり、本年度には保育所で使用する土の入れかえやスコップの購入などを行い、次年度に向けての環境の整備に努めているところでございます。平成28年度には、その他の地域におきましてもこれまで以上に地域との連携強化を図るとともに、学力向上につながるためのタブレット端末の導入などにより内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、放課後児童クラブは共稼ぎなど留守家庭の小学校児童に対して学校の余裕教室などを使って放課後等に適切な遊び、生活の場を与え、その健全育成を図ることを目的としております。現在、室戸岬小と室戸小学校で平日の放課後に実施しており、本年7月からは待機児童数がゼロとなっております。平成28年度から、子供たちの安心・安全な学習や健全育成のための環境整備とともに、染物教室やまが玉教室など放課後子ども教室で実施しているメニューを合同で実施するなど、相互の連携を図ることにより内容の充実にも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（久保八太雄君） 森岡学校保育課長。

○学校保育課長（森岡 光君） 濱口議員さんに大きな1の(5)子育て支援事業についてお答えいたします。

学校保育課関係では、子どもの居場所づくり事業として親子ふれあい広場を行っています。親子ふれあい広場では、保育所に通っていない乳幼児とその保護者の方が集い、さまざまな遊びや季節ごとの行事等を行うほか、保護者同士の情報交換の場としても利用していただけるよう市が独自で取り組んでいる事業でございます。

事業の運営については、室戸市シルバー人材センターに委託し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日に市役所の西庁舎、前の消防署のところですが、1階で行っています。

利用実績につきまして申し上げますと、平成26年度は243日開所し、利用者数は延べ人数で子供1,895人、保護者が1,379人、1日平均にいたしますと子供約7.7人、保護者約5.6人となっております。今後はさらに多くの方に利用していただけるようホームページへの掲載など広報に努めるとともに、絵本等の冊数をふやすなど内容の充実に取り組んでまいります。以上でござ

ざいます。

○議長（久保八太雄君） 武井保健介護課長。

○保健介護課長（武井知香君） 濱口議員さんに大きい1の(5)子育て支援の充実についてと(6)産婦人科受診に対する助成事業の推進について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、子育て支援に関する保健介護課の取り組みといたしましては、現在行っている事業の見直しや子育て世代の方から御意見をお伺いするなどして、市民のニーズに沿った支援を検討していくこととしているところでございますけれども、これらに加え、新たに取り組むこととしていることに子育て支援総合窓口の設置がございます。総合窓口の内容といたしましては、子育て中の不安や相談事をまず保健介護課の保健師に御相談をいただきます。その中で必要としている方に必要な支援をつなげていくというものでございますけれども、今回その形を少し変えていくことを検討しています。本市の出生数は年々減少を続けております。平成26年度の出生数は年間48名でした。平成16年度は93名でしたので、この10年間で約半数となっております。この少ない妊婦さん、赤ちゃんの支援として、現在地区担当保健師が妊婦や新生児の全戸訪問を行っております。全員にお会いしてお話をお伺いしたり、御不安なことを相談いただいたり、そういうことをすることによって妊娠期から乳幼児期まで地区担当保健師により一貫した子育て支援を行っているところでございます。

また、本年度より不妊治療の助成が始まりましたので、妊娠を希望されている時期から保健師が支援することもできるようになりました。今後は、子育て世代ごとに担当保健師を割り当て、妊娠する前から、妊娠、出産、子育て期まで切れ目のない包括的な子育て支援を行うよう体制を整備することとしております。相談に来られるのを待つだけではなく、担当保健師による訪問などによりこちらから出向いて行って相談や支援を行う総合窓口にしていきたいと考えているところです。

次に、6点目の産婦人科受診に対する助成事業についてでございます。

産婦人科受診に対する助成といたしましては、妊婦健康診査の助成がございます。これは、国から示された望ましい受診回数である14回の妊婦健診を高知県内の産婦人科にて無料で受診していただけるというものでございます。また、平成20年度からは、里帰り出産などにより県外で妊婦健診を受診された場合につきましても、県内の受診と同じ助成を償還払いという形で行っているところです。今後も、産婦人科受診に対する助成の充実について検討してまいります。

また、別の項目として、不妊、不育治療事業の推進も上げさせていただいてます。こちらは妊娠を希望され、不妊治療を受けていらっしゃる方に特定不妊治療や一般不妊治療に係る治療費の自己負担金について助成を行うものでございます。特定と一般の両方の不妊治療に対する助成を行っているのは、高知県内の市の中では本市のみとなっているところでございます。本

年4月1日より助成を開始いたしまして、11月末日で延べ4名、金額で31万4,166円の助成を行っており、このうちのお一人につきまして妊娠が確認されたと報告を受けているところでございます。また、これから助成を受けたいという問い合わせも数件いただいております。この不妊治療の助成に加えまして、妊娠されても流産を繰り返すなど生育が難しい不育に対する治療への助成につきましても今検討を行っているところでございます。

これらの施策を通して、妊娠を希望される方や妊娠された方が安心して通院できる環境を整え、出産前からの包括的な子育て支援につなげていきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 濱口太作君の2回目の質問を許可いたします。濱口太作君。

**○6番（濱口太作君）** 2回目の質問を行います。

移住者の目標数値についてでありますけれども、移住者の目標数値、1年間に42組を達成するとなると、直ちに必要となるのが住宅の問題だと思います。移住対策が進んでいる自治体では移住者住宅の建設を積極的に行っているところもありますが、本市においてはどうされるのか、また空き家バンクについてはいつまでに整備されるのか、あわせてお伺いをいたします。

この住宅の問題とともに若年夫婦の誘致について必要になってくるのが、やはり産婦人科だと思います。せっかく市立診療所を開くのであれば、内科だけではなく、本市の課題である産婦人科の先生の誘致についても取り組んではどうでしょうか。この長年の課題が解決できれば、市立診療所をつくった意義もあると思います。医師不足で困難なことは重々承知をしております。思い切って発想を変えて、土曜か日曜日の産婦人科の診療を考えてみてはどうでしょうか。医師が不足しているといっても、あき病院や高知大学病院には産婦人科の先生はいます。土曜か日曜といえば休診の日です。この休診の日に月に1日だけ来てくれる先生を2人探せば、月に2日の診療は実現をいたします。患者の側から考えましても、休日ですので仕事を休まなくてもいいのではないのでしょうか。熱意を持って取り組めば必ず道は開けると思いますが、産婦人科医の誘致についての御所見をお伺いをいたします。

次に、産婦人科受診に対する補助についてですが、提案ですが、通院費の助成を行う考えはないか、お伺いをいたします。産婦人科のない室戸で子供を産むということは、他の地域と比べお金と時間がかかります。せめて通院費の助成を考えてもいいのではないかと思います、考えをお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 濱口議員さんにお答えいたします。

まず、今後の移住促進を進める上で移住をしてきていただいた方の住宅を確保するべきではないかというお話であります、私もその辺に検討していく必要はあるというふうに思っております。

ただ、当市には御案内のとおり、浸水、将来の津波からの避難ということを考えますとなかなか適地が少ないというような問題もございます。今後、移住されてくる方の対策だけということではなくて、やっぱり先ほども言いますように市内の方々の若い方々の転出を防ぐということにも私は住宅の整備というのは効果的であるというふうには考えております。ただ、先ほども言います浸水域ではだめだということもございしますので、これらについては内部におきまして現在住民の方々の、現在おる方々の意識調査あるいは住宅が必要かどうかというようなものも調査をして、そういう住宅用地を確保できないかというようなことについては今後とも検討していきたいというふうに思っております。

また、空き家バンクにつきましては、現在既に登録をしているということでございますが、内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

それから、産婦人科の誘致の問題であります。先ほども申し上げておりますように、何とか市立の診療所を開設して、内科の医師で何日か、一日か二日を来ていただきたいということで今最大の努力をしているところでございます。御提案をいただきました土曜、日曜では産婦人科が来ていただけないか、あるいはまた産婦人科に対する通院費の助成というようなものにつきましても、これは今後検討をしていきたいというふうに思っております。

ただ、いろいろ医師の方々と私もこれまで話をしてくる中で、やっぱり現在の状況は確かに休みはあるということがあっても、その間研修に行ったり、自分のいろんな研究をしたりということがあって、なかなか一日でも二日でも来ていただけないというのも実情でございますが、今後ともそうしたことについては努力を重ねてまいりたいと思います。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（川上建司君）** 濱口議員さんの2回目の御質問についてお答えをいたします。

空き家バンクの件でございますが、昨年から空き家の情報収集をいたしました。市内で約1,600件ほどの空き家がございました。その中から、今年度に200件をピックアップいたしまして、その中から希望者を募りまして、貸与、売買の意志確認のうえ、空き家バンクへ登録することで現在進めておりまして、既にもう数件空き家バンクへ載せてございます。これを順次拡大をしていって、一層の移住促進に努めたいと考えております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** これをもって濱口太作君の質問を終結いたします。

次に、小椋利廣君の質問を許可いたします。小椋利廣君。

**○4番（小椋利廣君）** 4番小椋利廣。平成27年12月第6回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表して、市民の目線に立って、通告に基づき一般質問を行います。

前段の議員さんと重複をするところがありますけれども、私なりの思いの中で質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

1番、市政全般についての御質問をしたいと思っております。

(1)防災倉庫の維持管理についてお伺いをいたします。

次の南海トラフ地震は南海トラフやその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な東海、東南海、南海、日向灘地震がそれぞれ単独で発生をする場合もあれば、複数の地震が同時に、また時間差で発生をする場合があると言われており、そういった巨大地震に対しても室戸市も防災対策に順次取り組んで進めている中で、津波避難道路や津波の避難路、津波避難タワーや防災倉庫等々が建設をされております。

室戸市の自主防災組織は市内全域で101カ所設置をされ、自主防災組織率も100%になっているとお聞きをいたしております。防災倉庫は、火災や地震、洪水などが発生をしても、その被害を受けにくい場所に設けられ、またその被害を受けない構造であり、これらの防災倉庫が災害発生時には被災者の命や財産を守り、地震の発生時には避難先で生きていくために大きな役割を果たしていくと言われております。防災倉庫は地域の中でも避難先の高台に設置をされたり、比較的到人目につきにくい場所に設置をされているところも多々あると思います。防災倉庫の備えとしてはさまざまな物資や消耗品が保管、備蓄をされていると思いますが、最近の報道によりますと、防災倉庫内の保管品や備蓄品が盗難に遭っていると言われております。市内に設置をされている防災倉庫は何カ所あるのでしょうか。どのような資機材が保管をされているのか、どの防災倉庫にも同じ備品が保管をされているのか、また、維持管理はどのようにされているのか、盗難防止対策は完全に行われているのか、お聞きをいたします。

次に、(2)耕作放棄地と休耕田の有効活用についてお伺いをいたします。

耕作放棄地は、農家が数年のうちに作付をする予定のない田畑、果樹園等が、農業委員会に用途変更の手続が行われることがなく、後継者不足が大きな要因で農地の名目のまま原野化され、次に森林化へと進んでいくのが耕作放棄地であると言われております。また、休耕田は、稲の作付を行わない水田で、昭和45年から米の生産調整が始まり、稲の作付を休む水田がふえてきたと言われておりますが、近年では当市も人口の減少や少子・高齢化により農業後継者不足による休耕田が大きく広がってきていると感じております。

今国のほうでは、環太平洋経済連携協定、TPPによる米や牛肉、野菜などの輸入等が大きく報道をされており、TPP対策に備えて農業の耕作放棄地には固定資産税を1.8倍に引き上げると報道をされております。耕作放棄地の固定資産税を引き上げられると、田舎の年金暮らしの高齢者はもう生きてはいけません。まず、耕作放棄地への固定資産税の引き上げはどのようにになっているのか、お聞きをいたします。

現在、当市の耕作放棄地は何ヘクタールあるのか、耕作面積の何%に当たるのか。また、休耕田は何ヘクタールあるのか、耕地面積の何%に当たるのか。耕作放棄地と休耕田を合わせると室戸市の耕地面積の何%に当たるのか、お聞きをいたします。

また、今までは個人1人当たりの耕作面積が少ないので集団営農に取り組んでいくと言われてきましたが、現在どのような取り組みが行われているのか、今後耕作放棄地や休耕田がまだ

まだ増加をしていくと予想されますが、中山間地域や平地における農地の有効活用についてどのように取り組まれていくのか、また耕作放棄地や休耕田を拡大させない計画への取り組みはどのような考えられていくのか、お伺いをいたします。

次に、(3)有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

有害鳥獣で特に猿と鹿、イノシシの食害について、市内の方々の方々からいろいろなお話が報告をされております。私が聞くところによりますと、佐喜浜のほうでは猿が子連れで河原を渡っている、鹿やイノシシの子連れを山で見かけた等々、いろいろな情報が近年特に多く寄せられております。猿や鹿、イノシシなどの子連れを多く見かける話を聞くことは、平地や海岸部、また奥地を問わず全体的に頭数がふえてきていると考えられております。猿の群れはメスの家系で構成をされ、数十頭から100頭程度の集団で、行動範囲は十数平方キロメートルまで広く、隣接する群れとの行動範囲が重なることは少ないと言われております。1年のある時期には猿や鹿が人家のすぐ近くまで来て、それらの食害に遭うと新鮮な野菜も果物も全て食べることはできません。特に猿の食害に遭った山奥のモウソウチクの竹やぶはタケノコが育たないので竹やぶが枯れていくとまでと言われております。猿や鹿に農作物が食い荒らされてもう悲鳴を上げていると言われております。捕獲や駆除に対する他市町村での効率的な対応策の検討や、今後これらの駆除に対する猟友会との連携や捕獲に対する奨励金の見直し等もまだまだ検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。担当課長さんの答弁をお伺いをいたします。

次に、(4)環太平洋経済連携協定、T P Pによる当市の農林水産物への影響についてお伺いをいたします。

環太平洋経済連携協定、T P Pが大筋で合意をされ、農産物全般の取り扱いが公表され、関税撤廃の対象が多岐にわたることが公表をされております。米や牛肉、豚肉など、重要5項目のうち約3割の174品目で関税が撤廃をされるとされており、米は高関税を維持をするが、一方では8万トン近い無関税の輸入枠を設けるとされており、米の価格下落を防ぐため、輸入米に相当する国産米を備蓄米として政府が買い入れて、一定の期間保管をして飼料米等に販売をすると言われております。そういった中で、減反廃止の方向性にに基づき主食米から飼料米への転換をされるとされており、輸入米より飼料米が増産になれば、飼料米がふえてその分米の価格が下がり、農家への大きな打撃になるとされており、T P Pの大筋な合意により中山間地域の小規模農家や一般農家の方々は今から米の価格はどうなっていくのか非常に心配をいたしております。また、園芸作物や果樹、鮮魚でもベニザケやミナミマグロ等々農水産物の販売価格について今後どのような内容になっているのか、お伺いをいたします。この件につきましてはまだまだわからないところも多々あると思いますが、わかる範囲での御答弁をよろしくお願いをいたします。

次に、(5)再認定を受けた室戸ジオパークのさらなる飛躍への取り組みについてお伺いをい



たします。

室戸ジオパークは平成27年9月19日に世界ジオパークネットワークから4年に1度の再認定を受けて、国連教育科学文化機関、ユネスコが支援をする特徴的な地質や地形の保護や地域振興などを目的に市民の積極的な活動や人々とのつながりが高く評価をされたと言われており、審査員は室戸の人の住民参加は世界的な例になると太鼓判をいただいているところでございます。

室戸岬周辺のガイド利用率は、認定から4年間の年平均利用者数は約7,540人ぐらいで、県外からの利用者が年々増加をしていると言われており、再認定を受けた室戸ジオパークのガイドさんたちは官民協働で活躍したところが評価をされ、認定2期目はさらに世界を意識した市民が一体となった活動の取り組みが求められていくのではないかとされているところでございます。また、再認定を受けた室戸ジオパークは、グローバルな視点から情報発信を考えていくと、室戸での国際会議の開催も視野に入れて取り組んでいかなければならない時期が来るのではないかと想像をされるところでございます。

4月29日から始まったまると東部博の9市町村が連携をした取り組みは、全体的には低調な雰囲気の中で進められているとお話でございますけれども、室戸世界ジオパークセンターへの11月末日の入場者数は何と7万7,000人を超えるくらいの予想を大きく上回り、非常に盛況であるとお聞きをいたしております。

私たち産業厚生委員会が行政視察を行いました鳥取県岩美郡岩美町の山陰海岸ジオパークは、行政報告でもお話をさせていただきましたように、海岸線が東西約120キロメートル、南北30キロメートルと非常に長くて幅が広いために兵庫県、鳥取県、京都府の3県にまたがり、その中に3市3町の6自治体が存在をしており、合計で9自治体が事務局を設置をして職員もともに派遣をする中で、運営費用も各自治体が負担金として出し合って安い経費で運営をされております。

室戸世界ジオパークは室戸市1自治体で運営をしていかなければなりませんので、今後は運営の予算経費が大きく負担になってくるのではないかと想像をされるところでございます。今後は、これらのことも考え合わせて、室戸世界ジオパークへの観光客の誘致や産業の振興、地域経済の持続的な安定と市内に循環ができる外貨の獲得に取り組んでいかなければならないと思いますが、小松市長さんの今後の取り組み姿勢についてお伺いをいたします。

また、再認定を受けた室戸世界ジオパークがさらなる飛躍へ向けてどのように取り組まれていくのか、あわせてお伺いをいたします。

(6)マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会のための社会基盤制度であると言われており、12桁の個人番号が私たちの手元に届く予定となっております。私のところにはまだ届いておりません。マイナンバーは、社会保障や税金、災害対策の分野で

効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるとあります。情報を管理する複数の役所や企業から情報が流出した場合、マイナンバーをもとに集約をされている個人の情報の名寄せが大きく懸念をされており、ベネッセコーポレーションのような内部犯行や日本年金機構のサイバー攻撃など、大量の個人情報漏えいをしております。さまざまな個人情報が集約をされているマイナンバーは、詐欺や強盗の標的を探す犯罪者には重要なツールになると懸念をされており、例えば、情報漏えいのないリスクを背負っていく私たちの日常生活がどのように変わっていくのか全くわからない中で、プライバシーの侵害などの不安がよぎっているところでございます。平成28年1月から個人番号が利用開始になると説明がありましたけれども、この制度についてのメリットやデメリットが、私もそうですが、多くの市民の方々には制度の理解が十分浸透しているとは言いがたく、まだまだ周知徹底をしていかなければならないと思っておりますが、今後小松市長さんはどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

また、情報管理について、職員研修や全てを管理するセキュリティー問題にどのように取り組まれていくのか、お聞きをいたします。

次に、(7)室戸市立診療所整備への取り組みについてお伺いをいたします。

この件につきましては、10月26日の議員総会で室戸市立診療所整備に向けて取り組んでいく資料が提出をされ、室戸岬町で廃院となっておりました宇賀クリニックを市が買収をして、建物はそのままにした状態で新しく室戸市立診療所として整備をするという内容であります。我が室戸市も人口の減少により病院や診療所が閉鎖に追い込まれ、また救急医療もなくなっており、病院の数もだんだんと少なくなってきております。人口の減少や少子・高齢化が進む中で、地域の方々や高齢者にとっては薬をもらいに行くのにもバスでわざわざ遠くの病院まで行かなければならない不便な状況が少しでも解消ができていくのではないかと考えるところでございます。そういった中で、近くに新しく診療所ができることは大変重要であり、地域の方々には安心をして暮らしていける身近な施設になるのではないかと想像をされるところでございます。まだまだ細かいところがわかりませんので、室戸市立診療所の施設の概要や取り組んでいく診療科目、また診察日数、薬剤投与方法、医師の確保や診療所開院の日時、今後病院経営の方法と医療への取り組み方等々の詳細がわかれば説明をお願いをしたいと思います。

以上で第1回目の質問は終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 小椋議員さんにお答えをいたします。

まず、(2)耕作放棄地と休耕田の有効活用についての中で、耕作放棄地への固定資産税の引き上げについてでございます。

御案内のとおり、国は平成28年度税制改正を検討中であり、その素案の中で耕作も貸し付けも行われていない耕作放棄地であると農業委員会が判断し、農地中間管理機構との貸

し付けの協議を勧告した農地に対して固定資産税の農地特例の適用を除外することで税額を1.8倍程度引き上げることを検討しているとの報道がなされているところでございます。

また一方では、保有する農地を平成28年度から平成29年度中に農地中間管理機構に一定の期間貸し付けた場合につきましては、固定資産税を3年から5年の間、半減させることについても議論がされているとのことでございます。これらの税制改正につきましては、耕作放棄地への課税強化とともに農地中間管理機構を通じた課税優遇を行うことで、規模拡大を目指す農家や企業への農地の集積を加速化させようとするものであると考えられるところでございます。

次に、集落営農の取り組みについてでございます。

まず、本市の集落営農の取り組みについてでございますが、本市では耕作放棄地対策の一つとして集落営農の組織化を支援しているところでございます。本年7月に吉良川町庄毛地区において集落営農に取り組むために任意組織が立ち上がり、現在米の優良品目の栽培等を目指し、平成28年に向けて事業計画を策定中でございます。これ以外の地区におきましても、地域組織並びに室戸市農業委員会委員さんなどに対し集落営農の組織化を呼びかけてきたところがありますが、その結果、佐喜浜町小山地区で2回地区説明会を開催をしております。また、1月中には吉良川町の別の集落で集落営農についての勉強会を開催する予定でございます。

次に、農地の有効活用と耕作放棄地や休耕田の拡大防止のための取り組みについてでございます。前段の集落営農の組織化の推進や中山間地域等直接支払交付金による条件不利地への支援、新規就農者の営農定着などによる農業生産活動への支援とともに、農業分野への企業の参入及び軽労働で投資額の少ない適地適作の導入を推進しなければならないと考えているところでございます。現在までなかなか大きな対策や効果にはつながってきていないところでございますが、今後とも産業者会議や農業研究会並びに農協など関係団体とともに取り組んでいかなければならない大きな課題であると認識をいたしております。

また、薬用植物の栽培など小さな取り組みにつきましても一つ一つ積み重ねてまいりたいと考えております。

次に、(5)室戸ジオパークの今後の取り組みについてでございます。

室戸ジオパークのこれまでの活動計画といたしましては、大きくはジオパークと暮らしていくためのまちづくり、ジオパークを活用した産業の振興といたしてございまして、その中でネットワーク、教育、ツーリズムなどを重点項目として取り組んでまいりました。これまでネットワークの取り組みといたしましては、国際会議での発表や日本ジオパーク全国大会への参加を行っております。また、教育活動としましては、マスター講座や小・中学生への出前授業、室戸高校ジオパーク学への支援対策などを実施をいたしてございます。そして、ツーリズム活動につきましましては、ガイド養成講座やお散歩ツアー、体験プログラムの開発と実施などを行ってまいりました。今後、議員さんも御案内がありました国際会議でありますとか、国際シンポジウムの開催というようなことについてもぜひ取り組んでいかなければならないというふうに思っ

ております。

また、これまでの取り組みの中で室戸ジオパークの拠点施設として室戸世界ジオパークセンターの建設に取り組み、4月29日のオープンとなったところでございます。入館者数は年間7万人を見込んでおりましたが、御案内のとおり、11月末の時点で7万7,000人の入館者数ということで予想を超えるものとなっているところでございます。

そして、今後の活動につきましては、現在新たな3カ年計画を策定することといたしております。次回のその計画では世界ジオパークの活動として海外のジオパークとの連携を強化することが必要と考えております。現在マレーシアのランカウイジオパークとの姉妹提携に向けて協議を重ねているところでございます。また、国内におきましても、ジオパーク間の連携交流を住民レベルまで広げていきたいと考えております。

そして、子供の学習や教育につきまして、現状では小・中学校において随時のジオパーク学習というふうになっているところでございますので、今後は学年を決めさせていただいて、全ての児童・生徒がジオパーク学を学べる仕組みづくりを教育委員会とともに検討してまいりたいと考えております。また、室戸高校におきましても、ジオパーク学を授業に取り入れてはいただいておりますが、これも学年を単位でしっかり学んでいただくような取り組みを進めさせていただきたいと思っております。

そして、ツーリズムにつきましては、現在行っている磯遊びや生き物ウォッチングなどの体験プログラムの磨き上げを行うとともに、ガイドのスキルアップを図り、観光振興につながる魅力的なプログラムの開発を目指し、プログラムの開発と取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、中学生や高校生に向けて国立室戸青少年自然の家との連携を図りながら環境学習や防災学習のプログラムを開発するとともに、民泊を使った漁業体験や農業体験などを中心とした教育旅行の誘致等も図っていききたいと考えております。こうした取り組みにつきましては、高知県観光コンベンション協会など関係団体とも連携をしながら国内外から観光客誘致につなげ、交流人口の拡大を図ることによって地域の持続的な経済活動の発展に努めてまいります。

次に、(7)室戸市立診療所整備の取り組みについてでございます。

前段の議員さんにも御答弁をいたしました。室戸岬地区において診療所を開設することにつきましてはさまざまな機関に陳情や要請を行ってまいりましたが、協力が得られない状況でございます。また、今後とも民間の参入が見込めない状況であることから、今回市立の診療所の整備に向け取り組んでいるところでございます。そして、まずは施設の確保ということで、今回補正予算に旧宇賀クリニックの購入費を計上させていただいております。

次に、運営方法などについてでございますが、診療科目は内科、薬剤につきましては院内処方と院外処方の併用が今のところ望ましいのではないかと考えております。また、診療日数であります。これも大変派遣医師の都合、困難なものがございまして、何とか週に1回か2回

ということで交渉を行っているところでございます。また、看護師につきましては直接雇用を行うことや、受け付け事務や診療報酬請求事務などのスタッフにつきましては委託方式が望ましいのではないかとということで検討を行っております。

なお、全体的な収支につきましても、診療報酬などの収入見込みとともに医師の報酬などの支出につきましてなるべく正確な見積もりを行っていかうと努めているところでございます。少しでも赤字を抑える予算にしていかなければならないと考えております。

また、開院の日時につきましてであります。前段の議員さんにもお答えをいたしておりますように、当初予算に開設準備予算を計上し、準備ができ次第開院をしていきたいと考えております。

また、今後の医療の取り組み方につきましては、以前から申し上げておりますように、地域で生活をしていくためには、また移住を促進する上におきましても、旧町村単位で医療機関がなくなるということはやっぱり避けなければならない問題だというふうに考えております。今後とも医療機関の動向に注視し、地域医療を守るための財政支援や必要な医療の確保に努めていかなければならないと考えているところでございます。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしくお願ひします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 山本総務課長。

**○総務課長（山本康二君）** 小椋議員さんに1の(6)マイナンバー制度についてお答えいたします。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現を目的に導入されたものであり、本年10月から通知カードの発送が始まり、平成28年1月から行政手続の申請時などにおいて個人番号の利用を始めることとなっております。

本市におけるマイナンバー制度の周知につきましては、これまで窓口へのチラシの配置や市のホームページ、フェイスブックへの掲載に合わせ、市広報において本年8月号から毎月、関連記事を掲載し、その周知に努めているところでございます。一方、制度がよくわからないとの声もあることや、また通知カードの発送が始まったことから市民の方の関心も高まってきており、市への問い合わせもふえてきているという状況でございます。こうしたことから、11月からは要望のあった団体などに対しまして職員が出向き、説明会を開催するなど周知を図っているところでございます。

しかしながら、国の準備のおくれなどもあり、制度の詳細については十分説明できていない部分があるのも事実でございます。今後も引き続き国からの情報収集に努め、さらなる制度の周知を図ってまいります。

次に、セキュリティー対策についてですが、現在総務省から新たな自治体情報セキュリティー

一抜本的強化案として方向性が示されているところであり、これに基づき、本市におきましても本年12月末までにマイナンバーを扱う端末機器の利用者を識別するためのID及びパスワードを現在の課単位から個人単位に変更し、マイナンバーを扱った職員の履歴を把握できるようにすることで不正使用の防止に努めるとともに、マイナンバーを扱わない職員にはマイナンバーが見えないようにする対策をとってまいります。

また、平成28年12月までに、ID、パスワードに加え、現時点では指紋認証を想定しておりますが、この生体認証を合わせたシステムの構築やウイルス感染時の情報漏えい拡散防止のため、現在マイナンバーを扱う基幹業務システム等につきましてはインターネット回線から分離をさせておりますが、これに加え、今後個人情報を扱うパソコンにつきましてもインターネット回線から完全に分離するために専用パソコンを増設いたします。あわせて、庁内の全てのパソコンにUSBメモリー等によるデータの持ち出しができないように制限するソフトを導入し、セキュリティー対策を強化してまいります。これらシステム上の対策に加え、個人情報を扱う職員に対しましては、11月6日に全職員を対象にした情報管理などについての研修会を開催したところであります。

今後も、このような研修会の開催や国・県からのセキュリティーに関する情報を周知することなどにより個人情報の適正な管理について徹底してまいります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 上松防災対策課長。

○防災対策課長（上松富士樹君） 小椋議員さんに1の(1)防災倉庫の維持管理についてお答えいたします。

まず、本市の自主防災組織についてお答えいたします。

まず、本市の自主防災組織についてであります。議員さん御案内のとおり、現在沿岸部で66組織、山間部で35組織の合計101組織があり、組織率は100%となっております。自主防災組織の防災活動に必要な防災倉庫や資機材等につきましては、室戸市地域防災対策総合補助金を活用していただき、各地域の実情に合わせてそれぞれ整備していただいたところでございます。

御質問の防災倉庫の箇所数についてであります。市の補助事業により昨年度までに整備された自主防災組織の防災倉庫は市内全域で112カ所となっております。また、本年度補助申請をされている7カ所を含めると119カ所となります。この中には、沿岸部の自主防災組織で避難時に使用する資機材を備蓄する倉庫は住宅地に設置し、一方避難場所で使用する資機材等は高台の避難場所の倉庫に備蓄するなど、複数所有している自主防災組織もございます。

次に、保管している資機材の種類につきましては、避難時に使用する担架やリアカー、ヘルメット、懐中電灯、ヘッドランプ、のこぎり、バールなど、また避難場所で使用するものとしてテント、ランタン、投光器、発電機、草刈り機、ガソリンなどが備蓄されております。自主防災組織が整備保管しております資機材につきましては、補助対象となる資機材の中から自主

防災組織みずから選定し整備を行っておりますので、自主防災組織ごとに異なっておりますが、基本的な資機材につきましてはおおむね同じとなるように整備を行っていただいております。

次に、防災倉庫や資機材の維持管理につきましては、整備を行った各自主防災組織において行っていただいております。資機材の数量確認や動作確認などは県内一斉避難訓練または地域の避難訓練などと合わせて行っていただき、その結果等については市にも報告をいただいておりますので、適切に管理していただいているものと考えております。

また、盗難防止対策についてであります。これらの防災倉庫はふだんから施錠管理されておりますので、本市ではこれまでに盗難に遭ったとの報告は受けておりません。ただ、御質問にもございましたように、全国的には盗難に遭ったなどの報道もあるようですので、より適切な管理について今後自主防災組織の皆様と呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 竹本農林水産課長。

○農林水産課長併農業委員会事務局長（竹本俊之君） 小椋議員さんに市長答弁を補足させていただきます。

まず、1の(2)耕作放棄地対策と休耕田の有効活用についての中の耕作放棄地の面積等についてでございます。

当市の農用地域内の中で耕作放棄に係る荒廃農地面積につきましては、32ヘクタールとなっております。また、休耕田といたしましては、平成25年度の水田の作付面積が277ヘクタールでございまして、平成26年度には270ヘクタールと減少してございまして、7ヘクタールが休耕田となっているところでございます。

本市の耕作面積は、平成26年農業センサスの推測値から339ヘクタールとなっております。耕作面積に対する比率は、荒廃農地分につきましては約9%、休耕田を含めると約12%となります。

次に、(3)有害鳥獣対策についてでございます。

全国的にも深刻な課題となっております鳥獣被害につきましては、森林面積が87%に及ぶ本市においては特に顕著となっております。議員御案内のとおり、本市の鳥獣被害の特色といたしましては、鹿による被害に加えまして、猿による集団的で周期的な活動を伴う被害が増加しております。この対策といたしまして、本市では大きく3つの対策で取り組んでいるところでございます。1つ目には、防護に対する対策といたしまして防護柵の設置をしております。2つ目は、駆除による対策といたしまして駆除に伴う報償費の支払い制度がございまして、3つ目といたしましては、狩猟者の支援策といたしまして狩猟免許や猟銃の所持に係る費用を一部助成する制度がございまして、

防護柵による防護対策といたしましては、鹿やイノシシには効果的でございますけれども、

猿にはその集団化や俊敏性などがございまして、残念ながら効果が限定的となっておるところでございます。このため、猿の被害としては銃やわなによる駆除が一般的な方法となっておるところでございます。しかしながら狩猟者の高齢化によりまして狩猟者の方々の不足の傾向もございまして、猿の狩猟を好まない狩猟者の方もおられるというふうにお聞きをしております。このため、猿の駆除報償費につきましては昨年度5,000円の引き上げを行い、また本年4月からさらに5,000円を引き上げ、現在1頭当たり2万円としているところでございます。これらに伴いまして全体の駆除報償費も、平成25年度決算では829万5,000円であったものが、平成26年度決算では1,223万円、今議会で補正を計上している平成27年度予算額では1,574万円と年々増額をしておるところでございます。今後におきましても、駆除に係る報償費の見直しなどにつきましては猟友会など関係団体の御意見をお伺いして適切な支援を検討してまいります。

また、猿の特性を生かして駆除に取り組んでいる事例といたしましては、被害地域が一体となりまして大型の捕獲おりを設置しているケースがございます。これは餌づけをする場合、猿は最初1匹はおりへ出入りすることを何回か繰り返しますが、安全が確認された後は集団で入るので、いわゆる一網打尽で捕獲する方法であります。本市では、この捕獲おりの設置費の3分の2を補助する制度もございまして、これらの対策などにつきまして被害地域や関係者の方々と協議をしてみたいと考えております。

次に、(4)環太平洋経済連携協定、T P Pによる本市の農林水産物への影響についてでございます。

本年10月5日に大筋合意に至ったT P P、環太平洋経済連携協定における農林水産物の影響につきましては、御案内のとおり、完全撤廃は95%となり、農産物の51%は即時撤廃されるということや米、畜産物、乳製品に最大の懸念が生じると報道がなされたところでございます。

T P Pによる本市の農林水産業に与える影響といたしましては、まず米につきましては輸入枠の拡大が図られるということがございます。協定発効後13年目にはアメリカから7万トン、オーストラリアから8,400トン、合計7万8,400トンの無関税の米が新たに輸入されることとなります。対策といたしましては、米の価格を維持するために輸入額と同じ量の国産米を備蓄米として国が買い取りをすることとなっております。しかしながら、安い外国産米が市場に出回ることによって米価が下がるのではないかと危惧されているところでございます。

次に、本市の主要園芸品目でありますナス、キュウリ、ピーマン、トマトにつきましては、関税が即時に撤廃されますが、現在のT P P加入の国々からの輸入実績が少ないことから、影響は少ないと言われております。しかしながら、他品目や加工品が下落することで食材そのものの価格が下落するなどの影響が生じることも考えられるところでございます。

次に、果樹であります。ユズとポンカンにつきましては、主要な輸入品目のオレンジとは出荷時期、価格差、輸入量から大きく競合することがないのではないかと考えられています。そ



の他カンショ、センリョウにつきましては、参加国からの輸入はないことから影響がないものと考えられているところでございます。

次に、水産物では、アジ、サバ、ブリ、イワシなどには約10%の関税が10年を超える期間で段階的に撤廃されることから、これも影響は限定的ではないかと考えられているところでございます。

次に、マグロ類につきましては、3.5%の関税が11年をかけまして撤廃されます。マグロ類は現在においても国際的な資源管理のもとに置かれていることから、漁獲量や輸入量が大きく変動しないため、影響は限定的なものと考えられているところでございます。しかしながら、今回のTPPでは安価な牛肉などが輸入される影響から肉食の文化が進み、今後さらなる魚離れを進行させることが危惧されていると言われております。

このような中、本市におけるTPP対策といたしましては、11月に県を通じて内閣官房TPP政府対策本部に対し、農業分野における中山間対策の強化や水産業分野における魚価安定に向けた対策の強化などの意見を提出いたしまして、本市を含む農林水産業の支援を求めたところでございます。

今後におきましては、国のTPP関連の補正予算が検討されるとお聞きをしておりますので、その動向に注視するとともに、農協、漁協など関係団体との連携を強め、本市の農林水産業を守る取り組みを進めてまいります。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 小椋利廣君の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

**○4番（小椋利廣君）** 小椋利廣。2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

(3)の有害鳥獣対策についてでございますけれども、これちょうど12月6日のきのうの新聞でございますけれども、この新聞を見ますと、高知県で年間金額にして約3億円程度の食害があると、これは鹿やイノシシによる高知県の農林被害は年間3億円ぐらいになるというふうに新聞紙上でも載っているわけでございまして、これ毎年3億円もの金額が、例えば3年、4年というふうにこのまま続いていくということになると、金額的にも相当10億円も超えた被害金額になっていくというふうになると私は思うところでございます。

それで、これらの食害を防ぐために田畑、山林に張られたネットや柵などをつなぐと高知県の海岸線を東へ西へと4回行き来してもまださらに1回分を行くほどの柵が張られちゃうと、しかしこれらは張られた中でも防護になってないというふうなことも載っちゃう中で、それでこういうことの食害が起きていくと、もう生産意欲が下がっていくので耕作放棄地もどんどんふえていくのではないかとというふうに新聞紙上にも載っております、これを防ぐには、どうしてもふえる以上に捕獲をするしかない、最終結論はここになっちゃうわけですね。猿にしても、鹿にしても、イノシシにしてもこういうことになると思うがですけど、今後対策としては厳しいかもわかりませんが、これらについてどのように今後取り組まれていくのかということをもう一度お聞きをしたいかなというふうに思います。

それでもう一つ、マイナンバーについて、これもきのうの新聞紙上にこういうふうに乗っちゅうわけですけど、日本のカード情報が売買をされよることが新聞紙上にも大きく載っておりまして、犯罪行為に関する情報やソフトなどがやりとりされているネット上の闇サイトで、日本に本社があるクレジット会社を利用している1万1,532人分の名前、番号などが不正に売買されているというようなことも新聞紙上に載っておりますので、今後そのセキュリティーについてよほど慎重に考えて取り組んでいかんと、このようなことが起きてくる可能性が随分あるというふうに思います。それで、先ほども総務課長からいろいろ対策についての話がありましたけれども、こういう話もある中で、今後のセキュリティーについては完全な方法のことを考えていかんと個人の情報漏えいが非常に進んでいく可能性もあるという中で、もう一度その答弁をお願いしたいかなというふうに思います。

これをもちまして4番小椋利廣、今定例会におきます一般質問を終わります。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。山本総務課長。

**○総務課長（山本康二君）** 小椋議員さんにお答えいたします。

議員さん御指摘のこのセキュリティー対策につきましては、このマイナンバー制度が導入するに当たって一番国民の方が不安に思われているというところでございます。このセキュリティー対策について、やはりとれる手段はとっていくという方向で本市のほうも考えております。先ほどと同じ内容になるかと思えますけれども、現在国のほう、総務省のほうから新たな自治体情報セキュリティー抜本的強化案というのが示されておりまして、本市におきましてもそれに基づいて取り組みを進めていきたいと考えております。先ほど言いましたシステム上、マイナンバーを扱った職員の履歴を把握することで不正使用の防止に努めるとか、インターネット回線から完全にマイナンバーを扱う機器を分離するというようなことでその対策をとっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 竹本農林水産課長。

**○農林水産課長併農業委員会事務局長（竹本俊之君）** 小椋議員さんに2回目の御質問にお答えをいたします。

(3)鳥獣対策の主なものとして捕獲しかないというふうなところは大変捕獲の事業自体が高齢者の方々もふえ、また狩猟の免許を持たれる方々も減っておりますので、高齢者の方々が猟から離れるというところでございますので、なかなか難しいところはございますけれども、猟銃の免許の支援とかという事業がございますので、その事業を十分に使っていただいて狩猟の方法の捕獲をしていただきたいと思いますと思っております。

また一方で、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、吉良川町のほうで大型の捕獲おりを設置いたしまして、その設置おりによって猿をたくさんとってるという事例がございます。これにつきましては、よそのこういうふうな被害に苦しんでおられる方々からも視察の申し込みもありまして、勉強に来られているようでございますので、そのような方向についても、猟も

しない地元の方々がそういう被害を防止する自分たちの方法というふうな部分についてもこういう方法もあるというふうなことでお話ししていきたいということで、支援につなげてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** これをもって小椋利廣君の質問を終結いたします。

ここで健康管理のため午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時46分 再開

**○議長（久保八太雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

上山精雄君の質問を許可いたします。上山精雄君。

**○2番（上山精雄君）** 2番上山です。通告に従い一般質問を行います。

なお、何点かの項目について、前段の議員さんとの重複する部分もありますが、よろしくお願いをいたします。

それではまず、平成26年度決算の中から、今後の取り組みについて何点かをお聞きをいたします。

平成26年度の決算につきましては、さきの9月議会に成果報告書とともに報告をされたところでございますが、私の印象としては26年度にはジオパーク推進事業、防災対策、キラメッセの整備、この3点に予算と人員を集中し、施策の実現を図ったものかなどの印象を持ったところでございます。

そこで、何点かお聞きをいたします。

まず、ジオパーク推進事業でございます。

平成26年度決算では、主に平成27年、本年度ですが、本年度に予定をされていた世界ジオパークの再認定に向けてと拠点施設室戸ジオパークセンターの整備に約6億円の事業費が投入をされております。結果として、本年度再認定も受け、センターも大々的にオープンをし、その目的は達成されるとともに、この11月にはユネスコの正式事業としての決定と新聞報道もされ、多くの市民の方はこれで室戸も観光客がふえ、町も元気になるだろうと期待に胸を膨らませていることだと思います。

しかし一方では、ここ何年かのジオパーク事業の実績から、市民の間ではジオパークでは飯は食えぬという声のあるのも事実です。室戸を訪れる観光客は以前よりも増加している中で、市民が肌で感じる飯は食えないとの声は、私はこれまでの取り組みがジオの学問的といいますか、学術的なアピールのような取り組みが先行し、地元経済に直接波及する地元業者との連携、室戸に外貨が落ちる仕組みづくりの取り組みが後手に回っている感が否めないわけですが、この見解について市長の御所見をお伺いいたします。

次に、(2)の防災でございます。この防災対策についてお尋ねをいたします。

防災対策につきましては、津波避難計画等に基づきここ何年間かで施策、予算を集中した結

果、自主防災組織の組織化、避難路、避難タワーの整備など一定ハード部分については目鼻はついたと思います。これで災害時、自分の命は自分で守るということを声高に言うこともできるとは思いますが、問題は自分で守れない、自力でも避難が難しい高齢者や障害のある人をいかに助けるかであると思います。昨年施行されました改正災害対策基本法では、自力で自分の命を守れない要支援者の名簿作成を市町村に義務づけ、市町村は名簿記載者の同意をもらった上で障害や病気の情報を民生委員、自主防災組織に伝達、これに基づいて自治体と地域住民らが要支援避難計画をつくることとなっているようですが、室戸市の進捗状況について担当課長さんにお聞きをいたします。

次に、2の教育でございます。教育関係についてお聞きをいたします。

教育の本質は、学問に親しみ、心身を成長させ、生き抜くすべを身につけることだと思えますが、一方で地域を支える人材育成も教育の重要な目的の一つだと思えます。しかるに今、この室戸市の現状は中学進学時、高校進学時にかなりの人数の子供さんが室戸市外、特に高知市内の学校に進学していると思えます。原因は誰もが想像する教育格差と魅力的な学校づくりができていないことだと思えます。その結果として、親の仕送り等の金銭的負担の増、地域を支える若者人口の流出、それに伴う高齢化の進行等負の連鎖が続く状況になっていると思えます。

そこで、担当課長さんにお聞きをいたしますが、高校進学時だけで構いませんが、高校進学時にどれくらいの生徒が室戸市以外に進学しているのか、過去3年間の数字をお聞きをいたします。

室戸市の活性化のため、人材育成、人材確保を考えた場合、地元高校が果たす役割、市民に期待するところ大なるものがあるわけですが、現状は近年生徒数も減り、将来的展望も危惧される状況にあると思えます。したがって、関係者、関係機関が連携することでそのような状況を改善し、室戸高校の活性化といいますか、生徒数の増を図ることが市の将来に光を当てることと思えます。

そこで、1つ方策ですが、例えば室戸資源を生かした実践的なまちづくりや商品開発などを通して地域づくりを担うリーダー育成のカリキュラム、コースを室戸高校に導入、また他の高校にはないクラブ活動など、室戸市以外からも生徒が集まる魅力化プロジェクトの取り組みが必要ではないかと考えますし、県教委及び関係機関の協議も必要と思えますが、市長の御所見をお伺いをいたします。

次が、旧椎名小学校の有効活用についてお聞きをいたします。

この件につきましては、10月26日の議員総会において説明を受けたところですが、何点かお聞きをいたします。

計画では、椎名地区集落活動センター、海洋生物の飼育研究展示施設、防災機能を有した宿泊、調理施設のこの3本立てで、市の思いは遊休施設を活用し、地域を盛り上げる一石二鳥、

三鳥ぐらいの計画だと私は思っております。

そこで、担当課長にお聞きをいたします。

計画に伴う施設整備に取りつけ道路、家屋等の改修、水槽、それに取水するとすれば海水の取水管、ポンプなどの費用が必要と思いますが、概算の概算で構いませんが、幾らの費用を想定しているのか、また完成後の施設の運営に必要なランニングコストは毎年幾ら必要と考えているのか、あわせてお聞きをいたします。

以下2点について市長さんにお聞きをいたします。

まず、集落活動センターについてでございます。

集落活動センターは、御承知のように集落の維持、活性化のために県が推進する事業で、現在県下に18カ所ぐらいで設立、運営されていると聞いております。この事業の基本は、会社経営と同じで運営が黒字となれば収入を得ることができますが、赤字を出せば当然負担が生じると、必要ということになります。今回の計画では、地域食堂と塩乾物の加工、販売などとなっていますが、魅力ある原材料の供給、販売所の確保など、成功をおさめるには関係先との調整も含めた参加する住民が明るい夢を描ける計画が重要であると思います。この事業案について地域の住民の方とは何回か協議の場を持ったようでございますが、合意はできているのかをお聞きをいたします。

次に、2点目として、海洋生物の飼育研究展示施設でのウミガメについてでございます。

ウミガメにつきましては、県のウミガメ保護条例により学術研究、繁殖の目的で許可を得た者でなければ何人も捕獲を禁止されておりますが、この計画に示されている日本ウミガメ協議会は飼育展示で許可を得ているのか。また、室戸市では元小学校が許可を得て採卵、放流を行っていますが、例えばその元小学校が放流している一部の子亀をこのセンターで飼育成長させて、より生存率の高い黒潮本流に放流するような元小学校との連携をするような計画はないのか。

以上、2点について市長さんにお聞きをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員さんにお答えいたします。

まず、ジオパークで飯は食えんなどということについて市長の見解をとということでございます。

私も以前市民の皆さんから聞かされたことは、石で飯が食えるかというような話をたくさん聞かされた、これはジオパーク活動を始める当初の話でございました。現在では、私としては余りそのジオパークで飯が食えんというようなことを直接聞いたことはございません。そして、私どもとしては、室戸ジオパーク推進協議会では業者の方もいろんな方々が参画してほしいという呼びかけをしているところでございます。そういうことで、そういう活動の中で一緒

に連携してきていただきゆういろんな企業の方、個人の方々には一定の理解は私は多くいただいているということでございますので、ぜひ飯が食えるようにともに頑張っていきたい、いただきたいというふうに思っているところでございます。

それからもう一点は、学術的アピールが先行しているのではないかという問題でございます。

この件につきましても、私はそうでないというふうに認識をいたしております。それはどういうことかといいますと、これは世界ジオパーク認定に当たりまして、審査員の先生方からは、1回目の審査員の先生方からも、室戸ジオパークの特徴といいますかすばらしいところは人であるということをして1回目に言っていただきました。2回目の審査員の先生につきましても、室戸ジオパークのやっぱりよさは人々のつながり、連携が見えると、これはよそのジオパークにないすばらしい取り組みであるというふうに見ていただいています。これ僕としてはなかなかその辺は連携ができていう余り大きな実感というのはないですが、その2回ともそういうふうな人々の連携、つながりというものを私は評価をいただいたということで、現在むしろ学術的な取り組み、そうした研究活動というものをさらに充実をさせていかなければならないのではないかとこのように感じているところでございます。

次に、(1)ジオパーク推進事業につきましても今後の取り組みの中で室戸に外貨が落ちる仕組みづくりということでございます。

まず、今後の取り組みにつきましては、前段の議員さんにもお答えをしたとおりでございますが、経済効果につなげる取り組みといたしまして大きく3つのことを申し上げたいと存じます。

まず1点目でありまして、ユネスコの正式事業化によりジオパークの注目度がアップすることを生かして、海外からの観光客の受け入れができますよう、高知県観光コンベンション協会と連携して観光客の誘致や受け入れ体制の整備を図ってまいりたいというふうに思っております。また、海外のジオパークとの姉妹提携や世界ジオパーク及び日本ジオパークとの相互訪問や協働活動の取り組みをやはり行政や関係団体、住民レベルまで広げて交流することによって経済効果につなげていきたい、経済効果を目指していきたいという思いでございます。

また、2点目は、国立室戸青少年自然の家との連携による環境学習や防災学習プログラムの実施、また民泊を使った漁業体験や農業体験などを旅行エージェントに売り込むことによりまして教育旅行の誘致に努めてまいりたいと思っております。

そして、3点目でありまして、ツーリズムの推進でございます。現在行っている磯遊びや生き物ウォッチングなどの体験プログラムの磨き上げを行うとともに、ガイドのスキルアップを図り実施回数をふやすことなど、通過型の観光から滞在体験型観光へと発展をさせていきたいと考えております。

また、室戸世界ジオパークセンターにおきましては、ジオカフェ、ジオショップの商品の充

実と販売拡大、そして施設全体を利用した四季折々のイベントやグルメ祭りの開催などによって集客力を高め、経済効果につなげてまいりたいと存じます。こうした取り組みを行うことにより多くの方々に室戸に来ていただき、市内で買い物や食事、宿泊をしていただくことで、地域経済の持続的発展ということにつなげてまいりたいと努力をしております。

次に、室戸高校の活性化と人材確保についてでございます。

この件につきましても、一定前段の議員さんにもお答えをしたところでございますが、室戸高校は県立高校でございますが、市内唯一の高校としてこれまで支援活動を行ってきたところでございます。また、平成25年度よりスポーツ振興などの助成として室戸高校支援事業費を補助しているところであります。そして、平成26年度には女子野球部の夜間練習のため、中央公園運動場にナイター照明の設置及びベンチの改修を行っております。また、女子硬式野球の実践力を高めることや対外的に室戸高校の女子野球部を知ってもらうため、平成25年度から野球大会の開催経費につきましても補助を行ってまいりました。

そして、他の地域にはない学習の取り組みといたしまして、ジオパーク学を正式カリキュラムとして授業を行っているところであります。また、平成26年8月には、室戸高校が観光甲子園へ出場し、室戸ジオパークを観光と結びつけたプログラムを発表をしていただいて全国的に報道される機会となっているところは御案内のとおりでございます。そしてまた、他の学校にはないクラブ活動として女子硬式野球がございます。平成25年度には同好会として発足をし、平成26年度には女子硬式野球となったところでございます。室戸市以外から入部員が多く、現在では1年生から3年生まで合わせて19人の部員数となっております、室戸高校活性化の象徴となっているところでございます。

また、総合学科の特性である自分の進みたい方向の学科が選択できることを生かし、学習に磨きをかけ、生徒の進学や就職の希望がかなえられるよう、魅力ある室戸高校となつていただきたいと思うところでございます。

市としましても、室戸高校の活性化につながる取り組みと御提案がありましたことにも取り組んでいただきたいと思いますというわけではありますが、そうした人材の育成につながるような取り組みということも、今後ともそうした活動に対してもぜひ支援をしてみたいというふうに考えております。

次に、旧の椎名小学校の有効活用についてでございます。当該施設は平成14年度から廃校となっており、以前からホームページなどで利活用の呼びかけを行ってまいりましたが、これまで要望等の申し出や提出がございませんでした。そして、今回、平成26年8月でございますが、NPO法人日本ウミガメ協議会や、その後地元の椎名地区から利用したい旨の要望が出されたところでございます。現在、その利活用策につきまして検討をいたしているところでございます。

また、当該施設は昭和59年に建設をされたものでございまして、耐震性は有しているもの

の、雨漏りやシロアリ被害などが確認をされており、大規模な改修が必要な状態でございます。そして、利活用策の検討につきましては、地元、椎名常会の代表者、そして県職員、日本ウミガメ協議会関係者などから構成をする旧椎名小学校有効利活用検討委員会を立ち上げ、協議を行っているところでございます。これまで検討してきた利活用策といたしましては、学校ならではの機能を有効に利用したミニ水族館や博物館、各大学と連携した研究実習施設、そして高齢者への配食サービス等を行う集落活動センターなどについて協議をしてきているところでございます。

また、検討委員会で提案された内容につきましては、椎名常会に対しまして説明会を行い、御意見もお伺いをいたしているところでございます。そうした中で、地元住民が主体となって運営を行う集落活動センターについても、高齢者への配食サービス、水産物の加工生産等の取り組みなどについて、御意見は出ておりましたが、現段階では大変難しいのではないかとこの受けとめを私どもとしてはいたしているところでございます。

また、これまでの協議の中で、先ほどから申し上げておりますように確定はしておりませんが、利活用の方向性というものを申し上げますと、1つには地区集会所として調理機能を備えた施設として活用すること、また3階には災害時の備蓄品の収納スペース、避難場所を確保することが1つでございます。

また、2つには、教育や研修、見学など観光交流人口の拡大や地域の活性化を図る施設とすることです。そのため、1つにはミニ水族館としてウミガメやサメ、希少魚類の飼育を行うとともに、ミニ博物館として各種魚類の標本展示や標本づくり教室などの実施がどうかというところでございます。そして、そのほか、3階には宿泊できるスペースを確保して研修生、実習生の受け入れを行ったり、体験プログラムの実施なども考えていったらどうかというところでございます。

そして、現在、施設の運営管理や収支の状況、そして進入路が必要であるというようなこと、また改修費用といったことについて基本計画というような形でまとめているところでございます。

なお、提案のありました日本ウミガメ協議会についてでございますが、日本においてウミガメの情報を取りまとめている団体でございます。国からの委託事業なども受けております。また、大学や博物館、水族館との共同研究、定置網に混獲されたウミガメの放流事業等を行っているところであります。また、毎年高知県に捕獲許可申請を行い、捕獲したウミガメの種類、捕獲数、体長等を記録し、報告をしているとお聞きをいたしております。また、当該団体は同じような施設を沖縄県黒島研究所で運営をしているということで、これを私も視察をいたしております。この視察結果につきましては議員総会でも報告をさせていただいているところでございます。

したがって、こうしたウミガメの飼育や許可につきましては、日本ウミガメ協議会につ



いては対応ができるものと認識をいたしているところでございます。また、施設が当該団体の運営となれば、現在でも元小学校のウミガメ飼育、放流方法の指導を行っているとお聞きをいたしておりますので、議員さん御提案の黒潮の流れに近いところで放流する方法などにつきましても、連携が期待できるものではないかと考えるところでございます。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をいたさせますので、よろしくお願ひします。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** 上松防災対策課長。

**○防災対策課長（上松富士樹君）** 上山議員さんに1の(2)防災対策での要支援避難計画についてお答えいたします。

まず、本市では平成18年に国からの災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示されたことを受けまして、平成22年度より災害時の避難に支援を要する方々を対象として災害時要援護者名簿を作成をしております。

また、その中で同意をいただいた方につきましては、民生委員や自主防災組織などの支援関係者ととも避難時に実際に支援していただく方や避難経路の設定など、一人一人に合った避難の個別計画の策定に取り組んできたところでございます。

そうした中、議員さん御案内のとおり、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時の避難時に特に支援を要する方を避難行動要支援者としてその名簿の作成が市町村に義務づけをされたところでございます。先ほど申し上げました本市の災害時要援護者名簿は、改正災害対策基本法の避難行動要支援者名簿に実質的に相当しておりますので、地域防災計画に必要事項を定めた上で改正法に定める避難行動要支援者名簿として現在活用しております。現在、新たに避難行動要支援者に該当となる方の名簿の作成や情報提供に対する同意などについて確認をさせていただくなど、名簿の内容や個別計画の見直しなどに取り組んでいるところでございます。

また、平成27年度中にはモデル地区を選定をしまして、実際にその個別計画を用いた避難訓練を実施をしたいと考えております。こうした避難訓練を繰り返し行うことで、より実情に合った個別計画の策定に努め、災害時における迅速な避難支援につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。久保田商工観光深層水課長。

**○商工観光深層水課長（久保田 浩君）** 上山議員さんにお答えします。

3点目、旧椎名小学校の有効活用について市長答弁を補足いたします。

旧椎名小学校につきましては、市長答弁にもありましたように廃校から10年以上が経過しております。老朽化が徐々に進んでまして、3階の一部には相当な雨漏りも見られます。内壁、床については、シロアリの被害により使用が困難な状態となっております。そのため、現在活用計画について検討するとともに、施設改修費についても検討を行っております。あくま

で概算ではありますが、校舎部分について屋上防水工事、トイレの水洗化、床、内装部分の取りかえ、あと電気設備の改修等、建物を使用できる状態にするために約2億7,000万円程度の改修費が必要ではないかなと考えてます。

また、国道55号線からの進入路整備に関しましては、今回の補正予算に関連用地の不動産鑑定料を計上させていただいております。その結果等踏まえまして、進入路の整備費についても今後試算していきたいと考えています。

次に、ランニングコストについてであります。今後ウミガメ協議会からの提案による水槽の数とか容量、あと海水の使用料、他県の類似施設を参考に検討してまいります。完成後のランニングコストにつきましては、主に電気料金になると思われまます。施設の規模や水槽の数などで大きく変わってくると思われまます。参考としてます和歌山県のすさみ町のエビカニ水族館、こちらのほうが月額で30万円、徳島県的美波町のウミガメ施設では月額40万円程度かかっているということでありまます。今後、基本計画を取りまとめる中で、将来健全な経営が行えるようにランニングコストを抑えた設備の導入に努めていきたいと考えています。以上です。

○議長（久保八太雄君） 森岡学校保育課長。

○学校保育課長（森岡 光君） 上山議員さんにお答えいたします。

大きな2の教育関係についての中の高校の市外進学状況に関する質問でございますが、平成25年4月の高校進学者は室戸市全体で96人で、うち室戸高校以外への進学者は57人、59.4%に当たります。平成26年度の高校進学者は102人で、うち室戸高校以外への進学者は58人、56.9%に当たります。平成27年度は80人のうち37人が室戸高校以外の高校へ進学しております。46.2%に当たります。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の2回目の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、ジオパークでございます。

ジオパークもこれ観光政策の一つやと思ひまますので、できるだけ室戸に来ていただいて満足していただく、そしてもう一度来たい、もう一回来たいと思うような気持ちを持ってもらうことと、訪れた方がいかに室戸でお金を落とすか、この工夫が観光政策と思うがです。今市長が答弁がありました取り組み、国際化とか、例えば体験する旅行施設というのは、いかに来てもらうかという部分に力点を置いちゃうと思うがです。ここで私が説明をした趣旨は、来ていただいた方にいかにお金をいただく工夫が少ないんじゃないかという指摘をさせていただいたつもりでございます。

そこで、いろいろ御答弁もいただきましたが、2点ほど提案を私はさせていただきたいと思ひまます。

まず1点目が、その室戸ジオパーク協議会の認定制度、例えば一定レベル以上の特産品とか

体験施設、それから宿泊施設、食事どころ、いろいろあると思いますが、その一定レベル以上じゃないと来ていただいたお客さんは満足はしていただけないということでもう一回来ることもないので、一定レベル以上のそういういろいろの施設なりそれについて協議会が審査して、それでそこの申請したところに認証マークを与えると、室戸ジオパーク認定マークとかなんとか、名前はいろいろあると思いますが、そういうことをして、その参加室戸市民の中にも意識を向上してやるのが結果的にこのジオパーク事業を円滑にすることじゃないかということがまず1点。

2点目が、今後何年かすれば高齢化も進んできてまいりますし、訪れる方も高齢化してくると思います。そこで、地元のバス会社、タクシー会社と連携して、その利用しやすい値段を設定というか協力してもらって、そういう体験施設、宿泊施設、市長が言うその農業体験でも構いませんが、そういう組み合わせた周遊クーポンみたいなやつを商品化していくとか、プログラム化すれば、市民の方もそういう直接市民が肌で感じる活性化になるんじゃないかということで、この2点について市長のまず御所見をお伺いをいたしたいと思います。

次に、防災対策の中の要支援計画でございますが、課長が言われたようにいろいろやっているとありますが、問題は毎年そういう認定される人と亡くなる人といろいろおると思うのですが、その更新ですわね、それは例えばどんなふうにするのかをまずお聞きをいたします。

それから次に、教育関係でございますが、確かに市長の御答弁にあったように、室高のほうでそういうジオ学かなんかというカリキュラムができたということですが、これを人材育成をして室高にコースをつくってもらうには、そういう受け皿が必ず必要ながですね。よそと違うのをやらないかんわけですので、私はここで一つの提案として、これ6月にもいろいろ話をさせてもらたがですが、室戸は水産業ですので、水産業のそういう陸上養殖、深層水を使うた陸上養殖ながですが、そういうことをいろいろやって、そういうコースをつくれればほかにはないコース、恐らく高校にはそういう陸上養殖のコースが今少ないと思いますので、そういうのができないかということと。クラブについても、そういうジオパークの地質があれば地質クラブとか、例えばダイビングとかというようなクラブができないかということでお話をさせてもらたがです。

それから、最後の椎名小の話ですが、これは集落活動センターはもうしないということで、市長、よろしいがですかね、集落活動センターはもうこの計画の中からのけるということでよろしいがでしょうか。

これで2回目を終わります。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、ジオパーク関係であります。リピーターをつくることは私も大変大切なことだというふうに思っております。いかにそれをつくっていくかというのは我々としても大きな課題で

あって、その対策はしっかりやっていかないといけないという思いでございますので、室戸世界ジオパークセンターにおきましても今の展示のままでそれでいいというふうには思っておりません。展示内容もしっかり変えていくということで、もう一度来ていただくというようなことについてもつなげていかなければならないという思いでございます。

それから、特産品等の認定制度を新たに設けてはどうかという問題につきましても、これもおっしゃる意味はよくわかります。我々も室戸ジオパークのこのロゴマークでございますが、これについても一定いろんな商品に使っていただくというような形はとっているところでございますけれども、現在その審査とかという中でこれを使わず人あるいは使わさない、使わずというようなことについては今制度としてそれを設けているということではございません。これまではいろんな方に使っていただいて商品の生産販売につなげていただこう、室戸のジオパークを広げろというような形で使っているところでございますので、御提案のありました件については今後もそうした制度をつくることについては検討をいたしてまいりたいというふうに思います。

それから、タクシー会社、そうした企業との連携であります。これまでもそのことにつきましてはいろいろ私どもも提案をしてやっていただけないかというようなこと、あるいは観光コース、ジオパークのことについてもいろんなコースをつくって、それを提供して回っていただくと、事業者や業者さんに回っていただくというような形も提案はしてきているわけですが、なかなか実行ができていないというのが私は今の実態であるというふうに思っております。したがって、全体的な観光コースというようなものもつくること、あるいはジオパークの取り組みとしてはジオパークのいろんなところを回っていくコースづくりをする、それを旅行商品として提案をするというようなことはぜひやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、名簿の更新につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

そしてもう一つ、室戸高校の問題であります。学校の中にそのコースをつくるということは、大変学校内の問題ということもあろうと思っておりますので、その辺については提案のあったことを伝えていきたいと思っておりますし、クラブ活動としてもそうした活動ができないかということについてまた学校とも協議をいたしたいというふうに思います。

それから、集落活動センターにつきましては、現在のところ、集落活動センターとしての活動は大変困難ではないかと、いろんな方の御意見を我々がお伺いする中では困難ではないかということでございますが、これは今年やらなければならない、あるいは28年度中にやらなければならないという問題でもございませぬので、今後地域と一緒に考えていこうというようなことは投げかけているところ、これは高知県とともに投げかけているところでございます。以上です。

○議長（久保八太雄君） 上松防災対策課長。

○防災対策課長（上松富士樹君） 上山議員さんの2回目の御質問にお答えいたします。

まず、要援護者台帳の更新をどのようにしているのかということなんですけれども、毎年新たな対象者をその名簿に追加をしております。当然先ほどお話をされたように、死亡等で亡くなられたり転出されたりする方もいらっしゃると思うんですけれども、市の中で関係課、保健介護課のほうとも連携をしまして、要介護3以上とか身体障害者1、2級、知的障害、精神障害者等々、そういった方のデータをいただきまして、対象者を抽出して、その名簿に更新をしております。なおかつ、新しい対象者につきましては、その支援先に同意をしてもいいのかなのかということの同意をとるための通知をさせていただいております。それで新たに名簿のほうを再度更新をしております。以上でございます。

○議長（久保八太雄君） 上山精雄君の3回目の質問を許可いたします。上山精雄君。

○2番（上山精雄君） 3回目を質問させていただきます。

市長、最後の集落活動センターの件ですが、今話し合いをしているということですけど、自分が思うのは、別にこれ椎名に限定せずに、恐らく岬地区は高齢化がもう進んできます。支え合いも必要となってきますので、せめて高岡、三津、椎名、3つぐらいの、東海岸集落活動センターかなんか名前はわかりませんが、そういう3つぐらいを対象にしてその集落活動センターを考えたらどうかなというふうに思いますが、これについてお伺いいたします。

○議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 上山議員さんにお答えをいたします。

集落活動センターのことについてでございますが、御案内とおおり、この集落活動センターでどういうことにしっかり取り組んでいくのか。例えば今まで市外の事例を申し上げますと、地域にスーパーマーケットがなくなった、そのスーパーマーケットを地域の方々が株式会社方式で立ち上げてスーパーを経営をしよう、あるいはまたガソリンスタンドがなくなった、そのガソリンスタンドを運営することによって地域の活動、支え合いの活動として集落活動センターと位置づけてやっっていこうとかという事例がございます。また、もう一つ言われているのが、これからの高齢者福祉を考えたときに、介護サービスであるとか、高齢者の支え合いの事業をやっっていこうというようなことが集落活動センターの活動として言われている、やっっていこうとしている内容でございます。

そのほかにもいろいろあると思いますが、要は活動して収支が計算できていくのかという問題であります。これがずうっと赤字になっていくということになると集落はもたないということですから、こういう活動をすることによって集落を活性化をしいこうということでございますから、議員お話しのように余り小さな単位になるとそれはやっいけないという問題もあることは承知をするところでございます。例えば、高齢者福祉サービスにしても、小さなエリアではそういう対象者が余りいない、おっても別のサービスに既に行っていると、別の民間のサービスを使っているということでもありますから対象者が少ないということになりますの

で、ある一定の範囲で考えていかないといけないということはあろうと思います。

また、どういう事業を展開するか、いろんな特産品を販売をすることであったり、椎名でも出ておりました魚の加工品をつくって販売をするというようなことについても、私は一定進めていける可能性はあるのではないかというふうに思っております。

先ほど言われる三津、高岡、椎名を対象とした集落活動センターができないか、あるいはまたほかの地域でもそうした取り組みができないかというようなことについては、私どももいろんな機会に提案をしたり、集落の方々の意見交換の中でそういったことは伝えていくというような姿勢でございますし、また県にしましても独自にそうした取り組みについて各地区へ入ってお話をしているということもございます。

ただ、今市内では具体的にそれがこうしたことをやりたいというような形はまだ上がってきてないということでございますが、これはいつも知事が言うように、やはりこの人口減あるいは過疎化というような問題に対しては、集落活動センターという取り組みがやはり必要ではないかというのが知事の考えでもありますので、我々としてもそうしたことをしっかり受けて、今後ともいろんな各地でそうした説明もし、そうした相談があればしっかり対応していきたいと考えております。以上です。

**○議長（久保八太雄君）** これをもって上山精雄君の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（久保八太雄君）** 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

あすは引き続き一般質問です。午前10時にこの議場に御参集お願いいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後 3 時43分 延会